

# 一般廃棄物処理基本計画(見直し版)



# 第 1 章 計画の基本的事項

## 第 1 節 計画策定の目的と背景

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)(以下「廃棄物処理法」という。)第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(一般廃棄物処理基本計画)を定めなければならないこととされています。

これを受けて、川島町(以下『本町』と呼びます。)では、「川島町ごみ処理基本計画」を平成 11 年 3 月に策定し、一般廃棄物処理事業を通じた各種施策を推進することで、快適で安全な生活環境の充実に努めてきました。

計画策定後、ごみ処理を取り巻く諸条件は大きく変化しました。

国は、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を平成 30 年 6 月に閣議決定し、循環型社会の形成を一層推進することとしました。また、廃棄物処理法に基づく廃棄物の減量化の目標が平成 28 年 1 月に定められました。この他、ごみ量の増加や種類の多様化などの問題に対応するため、各種のリサイクル法制度が整備されており、近年では「家電リサイクル法」が平成 21 年 4 月に一部改正、「小型家電リサイクル法」が平成 25 年 4 月から完全施行するなど、制度の充実が図られています。

埼玉県は、「第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を平成 28 年 3 月に策定し、循環型社会の形成を目指して、県民、事業者、行政がそれぞれの適切な役割分担のもとでごみの減量や資源の循環利用をより積極的に進めていくこととしました。

このような状況の中で、町では平成 27 年 3 月に後継の計画となる「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの減量化やごみ処理の適正化、生活排水の処理の向上に努めてきました。策定から 5 年を経過し、ごみ処理行政を取り巻く環境も大きく変化したことから、今回、現状と課題を整理し、計画目標や具体的な施策について見直すものです。

## 第 2 節 計画の位置づけ

今回見直しを行う「一般廃棄物処理基本計画」(以下『本計画』と呼びます。)は、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 25 年 6 月)に準拠して作成します。

本計画は、本町の廃棄物処理行政における最上位の計画に位置付けられ、本町における廃棄物処理の基本方針となるものです。本計画の策定に際しては「総合振興計画」や「環境基本計画」などの上位計画や関連計画などと整合を図るものとします。

また、「分別収集計画」などの本町の廃棄物処理に係る諸計画は、本計画を踏まえて策定することになります。

### 第3節 計画の対象

一般廃棄物処理基本計画の対象は、循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等（廃棄物及び使用済物品または副次的物品）のうち、市町村に処理責任がある「一般廃棄物」とします。一般廃棄物は、『ごみ』と『し尿』に大別されます。

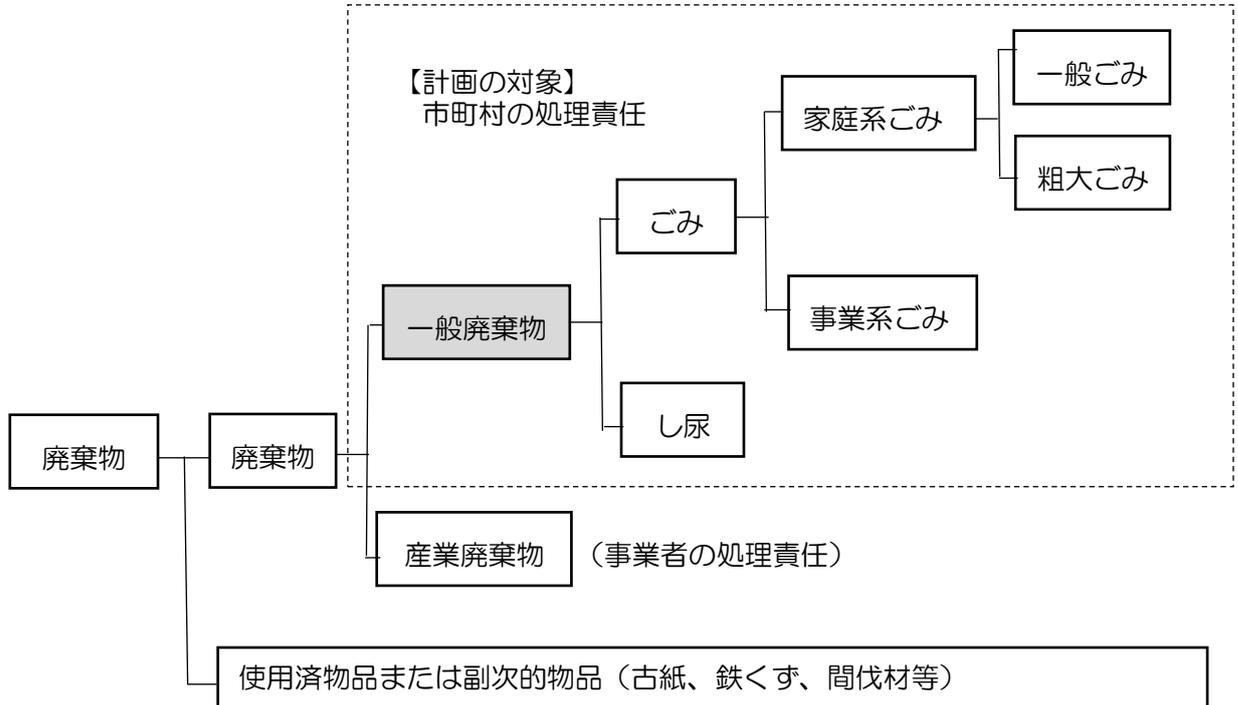


図 2-1-1 計画の対象

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理に関する「ごみ処理基本計画」とし尿などの生活排水処理に関する「生活排水処理基本計画」で構成されます。

「ごみ処理基本計画」では、ごみ処理の現状と課題を整理し、ごみ排出量や処理・処分量等の将来予測を行い、ごみ処理に関する基本方針を定め、ごみの減量化、資源化に関する計画及び適正処理に関する計画を策定します。

「生活排水処理基本計画」では、生活排水処理の現状と課題を整理し、生活排水処理形態別の人口及びし尿・浄化槽汚泥量の将来予測を行い、生活排水処理に関する基本方針を定め、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画を策定します。

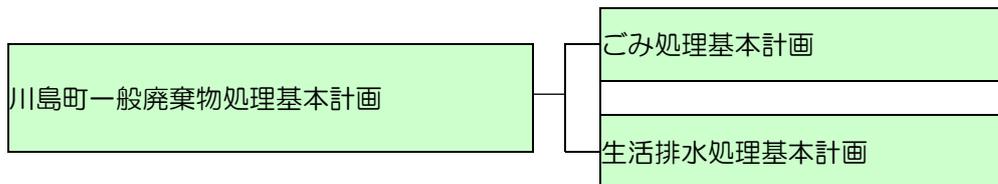


図 2-1-2 計画の構成

## 第4節 計画の期間

本計画の期間は、環境基本計画と同様、長期的な将来を見据えながら、平成27年度(2015年度)を初年度、令和11年度(2029年度)を目標年度とする15年間とします。本計画は、上位計画や関連計画と整合を図りながら概ね5年ごと、または計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合には、適宜見直しを行うものとします。

今回の見直しの対象期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

平成27年度(2015年度)から令和11年度(2029年度)までの15年間



清潔で快適な環境と  
きれいな水を守るため、  
関係者全員で  
がんばりましょう！

# 第5節 廃棄物・リサイクル関連の動向

## 1 法制度

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」ならびに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」、リサイクル関連の法律等の関係法令に配慮して策定するものです。廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系を以下に示します。

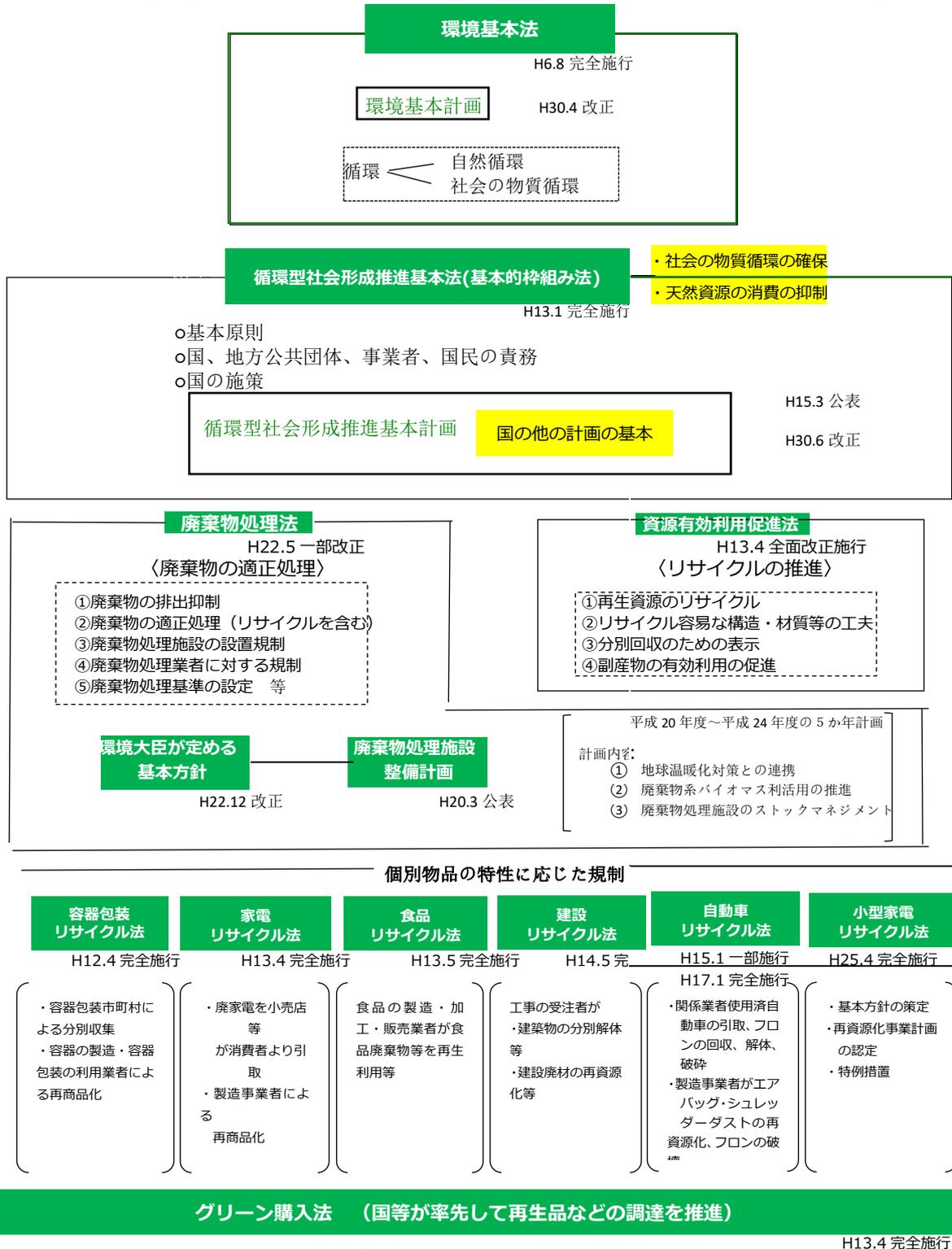


図 2-1-3 廃棄物やリサイクルに係る法制度の体系

## 2 国の動向

### (1) 廃棄物処理法に基づく基本方針

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月環境省告示第7号）について、平成27年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であること、を踏まえ、平成28年1月に所要の変更をしました。

廃棄物の減量化の目標については、以下のとおり定めました。

表 2-1-1 廃棄物処理法に基づく基本方針(平成28年1月)での目標

指標	目標年	目 標
排出量	令和 2年度	平成24年度比約12%削減
再生利用率		約27%に増加
最終処分量		平成24年度比約14%削減

## (2) 循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの各種リサイクル法の整備を行ってきました。

循環型社会形成推進基本法では、①に廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を実現することとしています。

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が平成 30 年 6 月に閣議決定されました。

第四次循環型社会形成推進基本計画では、①持続可能な社会づくりとの統合的取組、②地域循環共生圏による地域の活性化、③ライフサイクル全体での資源循環の徹底、④適正処理の推進と環境再生、⑤万全な災害廃棄物処理体制の構築、⑥適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開、⑦循環分野における基盤整備を政策の柱とすることにより、循環型社会の形成を一層推進することとしています。

また、循環型社会の全体像を把握し、その向上を図るため、引き続き、一般廃棄物の減量化に関する取組指標について、以下のとおり目標を設定しました。

表 2-1-2 第四次循環型社会形成推進基本計画での一般廃棄物の減量化に関する目標

指 標	目 標	目標年次
1 人 1 日当たりのごみ排出量	約 850 g/人/日	令和 7 年度 (2025 年度)
1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ等を除く)	約 440 g/人/日	
事業系ごみ排出量 (事業系ごみの「総量」)	約 1,100 万トン	

### 3 県の動向

#### (1) 第8次埼玉県廃棄物処理基本計画

埼玉県は、安心・安全の確保を最優先として循環型社会の形成に向けた施策を、総合的かつ計画的に推進するため、循環型社会の構築に向けて「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」を平成28年3月に策定しました。この計画では、県が目指す循環型社会実現のための将来像を示すとともに、その実現のために各主体に求められる役割や県の施策等を示したものです。

また、一般廃棄物の減量化に関する目標については、以下のとおり設定しました。

表 2-1-3 第8次埼玉県廃棄物処理基本計画での一般廃棄物の減量化に関する目標

指標	単位	実績	予測		目標	R2年度目標設定の考え方	
		H25	H27	R2	R7		R2
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	g/人・日	541	531	516	502	503	H25年度実績から7%削減
事業系ごみ排出量	千t/年	543	543	543	543	488	H25年度実績から10%削減
1人1日当たりの最終処分量	g/人・日	49	48	48	48	44	H25年度実績から10%削減

#### (2) 埼玉県生活排水処理施設基本構想

内陸部に位置する埼玉県では、水辺空間の保全に向けて、河川汚濁の主な原因となる生活排水の処理施設の整備が極めて重要であり、埼玉県は「埼玉県生活排水処理施設基本構想」を平成28年10月に時点修正を行いました。この構想では、目標年度の令和7年度に埼玉県の人口は緩やかに減少すると推計されており、それを踏まえた上で整備手法を見直したものです。

表 2-1-4 埼玉県生活排水処理施設基本構想での目標

項目		全体計画（目標年度:令和7年度）		
		処理人口（人）	構成比率（%）	修正前の構成比率との差
行政人口		7,016,527	100.0%	0.0%
集合処理	下水道	6,095,272	86.9%	0.6%
	農業集落排水	93,777	1.3%	-0.3%
	コミュニティプラント	935	0.0%	0.0%
計		6,189,984	88.2%	0.3%
個別処理	浄化槽	826,543	11.8%	-0.3%
計（生活排水処理人口）		7,016,527	100.0%	0.0%
生活排水未処理人口		0	0.0%	0.0%

## 第2章 ごみ処理基本計画

## 第 1 節 ごみ処理の現状と課題

### 1 ごみの分別区分と排出方法

#### (1) 町の収集に出す場合

家庭からのごみの品目別のごみ出しの方法を以下に示します。

表 2-2-1(1) ごみの分別区分と排出方法（令和 2 年度現在）

分別区分	具体的な内容		ごみの出し方	収集	
可燃ごみ	生ごみ、貝殻、小枝、クリーニングの袋、ホース、プラスチック製ハンガー、角ハンガー、ポリタンク、紙おむつ、CD・DVD、ビデオテープ、プラスチック製おもちゃ、かばん、くつ、くつ下、ボールペン、ぬいぐるみ・人形、バケツ、洗面器、座布団、花火・マッチ、食用油、草、カーテン		透明又は半透明の袋に入れて出す。 45ℓ以下の袋に入る大きさとする。	2回/週	
資源 ごみ	容器 包装	プラスチック製	レジ袋、スナック菓子の袋、食品の袋、食品のカップ、食品トレイ・ラップ類、ネット類、わさびからしのチューブ、おにぎり等の外装フィルム、シャンプー等のボトル・ポンプ、食品のボトル、コンビニ弁当の容器、プラスチック製キャップ、発泡スチロールの箱など ※プラマークが目印	透明の袋又はレジ袋に入れて出す。 中身を残さず、軽く水洗いする。	1回/週
		紙製	粉末洗剤の箱、レトルト食品の箱、ティッシュの箱、包装紙、酒パック、菓子の箱、ジュースのパック、タバコの箱、紙の袋、紙の箱など ※紙マークが目印	透明の袋又は紙袋に入れて出す。 中身を残さない。	1回/週
	びん	ジュース・ドリンク剤、酒類のびん、ジャムのびん、食品のびん、化粧品のびん	透明の袋に入れて出す。 中身を残さず、軽く水洗いし、ふた・キャップをはずす。	2回/月	
	かん	飲料用かん、ペットフード用かん、缶詰かん ※スチール、アルミマークが目印	透明の袋に入れて出す。 中身を残さず、軽く水洗いする。		
	ペットボトル	酒類用・飲料用・しょうゆ用のペットボトル ※PET マークが目印	透明の袋に入れて出す。 中身を残さず、軽く水洗いする。		
	紙 ・ 布類	新聞紙	新聞紙、チラシ	専用の紙袋に入れるか、ひもで十文字に縛る。	2回/月
		雑誌・ 雑紙	雑誌、電話帳、はがき、カレンダー、封筒、本・ノート、カタログ、ダイレクトメール、名刺、ポスター、トイレトーパー・ラップの芯	紙袋に入れる(雑紙)か、ひもで十文字に縛る(雑誌)。	
		ダンボール	ダンボール、米袋	折りたたんでひもで十文字に縛る。	
		紙パック	牛乳パック、その他飲料用パック	洗って、開いて、乾かし、ひもで十文字に縛る。	
		布類	衣類、毛布、タオル	透明の袋に入れる。	

表 2-2-1(2) ごみの分別区分と排出方法（令和2年度現在）

分別区分		具体的な内容	ごみの出し方	収集
不燃ごみ・有害・危険	不燃ごみ	やかん、なべ、一斗かん、フライパン、ポット、小型家電製品、懐中電灯、菓子かん・海苔かん・油かん、金属を含むおもちゃ、針金ハンガー、かさ、キーボード・マウス、スプーン・フォーク・ナイフ	透明の袋に入れる。又はひもで縛る。	2回/月
	有害	電球、蛍光灯、電池類、体温計、加熱式たばこ	透明の袋に入れる。又はひもで縛る。	
	危険	スプレーかん、カートリッジ式ガスボンベ、ライター、コップ、せともの、刃物・カミソリ	透明の袋に入れる。又はひもで縛る。 スプレーかん、ガスボンベ、ライターは完全に中身を使い切る。 刃物やガラス・せとものは紙に包み、品名を記入してから袋に入れる。	
粗大ごみ		机、ソファ、タンス、ふとん、自転車、姿見、いすなど ※最大の辺の長さが50cmを超えるもの(45ℓのごみ袋に入らないもの)、又は片手で持てない重さ(10kgを超える程度)のごみ	戸別収集を申し込むか、環境センターに自己搬入。	—
パソコン・携帯電話		パソコン・携帯電話	環境センターに自己搬入し、専用BOXへ。 PCリサイクルマークの付いたパソコンは、パソコンメーカーの回収へ。	—
できないごみ	収集・処理	農薬・農薬のびん、劇物・劇物のびん、注射器・針、農業用ビニール、土砂・廃材、屋根瓦、コンクリート・ブロック、消火器、ガスボンベ、ガソリン、オイル、ペンキ、耐火金庫、ピアノなど	購入店に引き取ってもらうか、専門業者に処理を依頼。	—
	家電リサイクル法指定対象	テレビ、エアコン、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機、衣類乾燥機	リサイクル料金と収集運搬料金を支払い、家電販売店に引き渡す。	—

ごみの分別区分など、  
ごみ出しのルールと  
マナーを守りましょう。



## (2) ごみ処理施設に直接搬入する場合

家庭からの多量のごみ(引越しや増改築等によるごみ)や粗大ごみは、排出者自身が町のごみ処理施設(川島町環境センター)に自己搬入して処理してもらっています。

また、事業所からのごみ(事業系一般廃棄物)については、排出者の責任で処理することが原則であり、一般のごみ集積所に出すことはできないため、事業者自身が町のごみ処理施設(川島町環境センター)に自己搬入するか、町の収集運搬許可業者と契約して処理しています。

ごみ処理施設に自己搬入する場合の手数料等を以下に示します。

表 2-2-2 ごみを自己搬入する場合の手数料等(令和2年度現在)

項目	具体的な内容		
搬入施設			
所在地			
受付時間	月曜日～金曜日 : 午前9時～11時30分、午後1時～4時 第1・3・5土曜日 : 午前9時～11時30分 ※日曜、祝祭日、第2・4土曜日、年末年始は休日		
料金	家庭系 ごみ	1日の搬入ごみ重量が80kg以下の場合	無料
		1日の搬入ごみ重量が80kgを超える場合	超過分に対して10kgあたり40円
	事業系 ごみ		10kgあたり250円

注1. 搬入する際は、「ごみの分け方、出し方」の分別区分を遵守。

ごみの計量は10kg単位としており、10kg未満の端数があるときはこれを四捨五入。

事業所から出る廃棄物のうち、以下に示すものは「産業廃棄物」であるため搬入不可。

- ・ 廃プラスチック類(例: 発泡スチロール、ビニール袋、廃タイヤ、PPバンド等)
- ・ 金属くず(例: 事務机、一斗缶、小型家電、廃乾電池等)
- ・ ガラスくず及び陶磁器(例: 蛍光灯、電球、ガラス、陶磁器等)
- ・ 木のパレット

※業種によっては、産業廃棄物になるものと一般廃棄物になるものがあるため注意。

【産業廃棄物の例】

- ・ 食品製造業(食品工場)から出る動植物性残渣(魚の骨、野菜くず、しょうゆかす等)
- ・ 木製品製造業から出る木くず類
- ・ 印刷業・製本業・出版業から出る紙くず類
- ・ 畜産業から出る動物のふん尿・死体 など

## 2 ごみ処理の流れ

可燃ごみは、川島町環境センター（ごみ処理施設：焼却施設）で焼却処理後、焼却残渣は民間業者に委託し、セメント原料などとして資源化しています。

不燃ごみ等及び粗大ごみは、川島町環境センター（ごみ処理施設：不燃物処理施設）で選別処理後、不燃残渣は千葉県にあるリサイクル施設で再資源化しています。また、金属類等は資源回収業者（民間業者）に引き渡して資源化しています。

本町において、資源となるごみは以下のとおり指定しています。

- ①容器包装（プラスチック製、紙製）
- ②びん・かん・ペットボトル
- ③紙・布類（新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック、布類）

これらの資源となるごみは、川島町環境センター（ごみ処理施設：不燃物処理施設、容器包装処理施設、保管施設）に搬入し、品目別に処理しています。

資源となるごみのうち、紙・布類は搬入後、保管施設で保管し、資源回収業者に直接引き渡して資源化しています。容器包装、びん・かん・ペットボトルは搬入後、選別・梱包・保管等の処理を行った後、資源回収業者に引き渡して資源化しています。

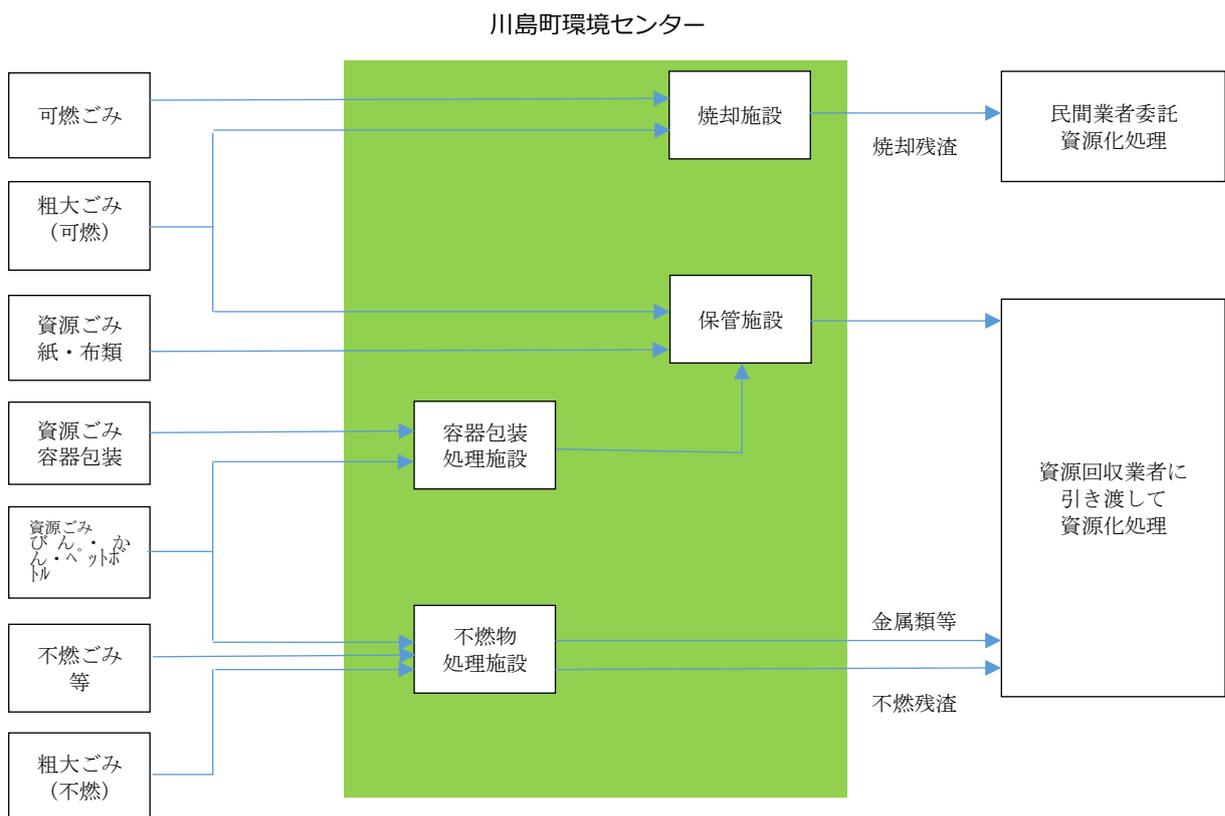


図 2-2-1 ごみ処理の流れ（令和 2 年度現在）

### 3 ごみの排出抑制、リサイクル推進のための取組の状況

#### (1) 集団資源回収事業報償金

紙類・ビン類・布類は、ごみ集積所での回収のほか、各種団体・小中学校等による集団資源回収が実施されています。

本町は、集団資源回収を実施している団体に対して「集団資源回収事業報償金」を交付しています（報償金：3円/kg）。平成30年度は17件の申請があり、約135万円を報償金として交付し、約348tの資源回収が行われました。

#### (2) ごみの分別出前講座の実施

本町では、町民や事業者に対してごみを分別排出させることにより、ごみの減量化や資源となるごみのリサイクルに取り組んでいます。

町民や事業者に「ごみの分別」を徹底していただくため、環境センターでは「出前講座」を行うことで、容器包装や紙・布類など分別区分のわかりにくいものについて分別の方法などを具体的に教えています。

表 2-2-3 ごみの分別出前講座の概要

項目	具体的な内容
対象	原則 10 人以上の団体
開催日時	年末年始、祝日を除く午前9時から午後5時までの間。 ※講座の時間は1時間程度
手続	申請団体は電話で予約の後、「講座申込書」を提出し、会場を手配。



町の報償金や出前講座などのサポートを行っていますので、上手に活用しましょう。

## 4 ごみ排出量

### (1) ごみ総排出量

ごみ総排出量（生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収量の合計）及び町民 1 人 1 日当たりごみ排出量は、過去 10 年間（平成 21～30 年度）において平成 24 年度まで増加傾向で推移していますが、その後は減少傾向で推移しています。

平成 30 年度のごみ総排出量は 7,170 t であり、平成 21 年度以降の 10 年間で 13.8%減少しました。また、町民 1 人 1 日当たりごみ排出量は 965g/人・日であり、平成 21 年度以降の 10 年間で 4.4%減少しました。

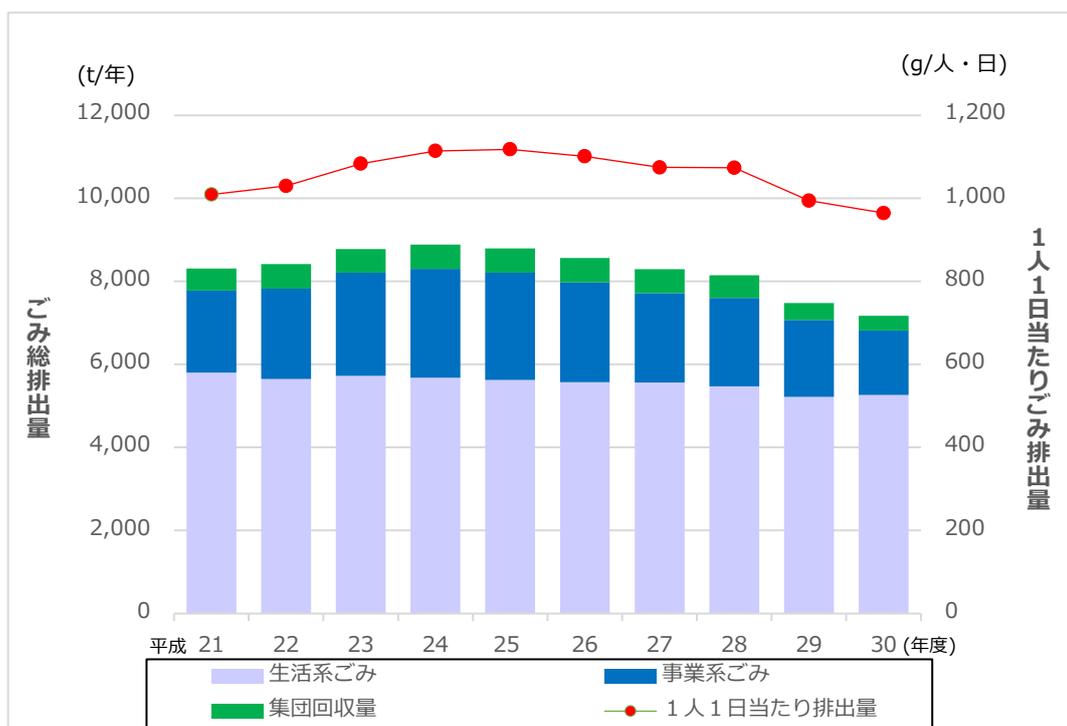


図 2-2-2 ごみ総排出量の推移

## (2) 生活系ごみ

家庭から排出される「生活系ごみ」の排出量は、横ばいで推移しています。

平成 30 年度の生活系ごみ排出量は、5,264 t、1 人 1 日当たり生活系ごみ排出量は 708g/人・日です。

平成 30 年度の生活系ごみの内訳をみると、可燃ごみが 69.3%で最も多く、全体の約 3/4 を占めています。次いで資源となるごみが 30.2%となっており、不燃ごみ等は 0.2%、粗大ごみは 0.3%となっています。

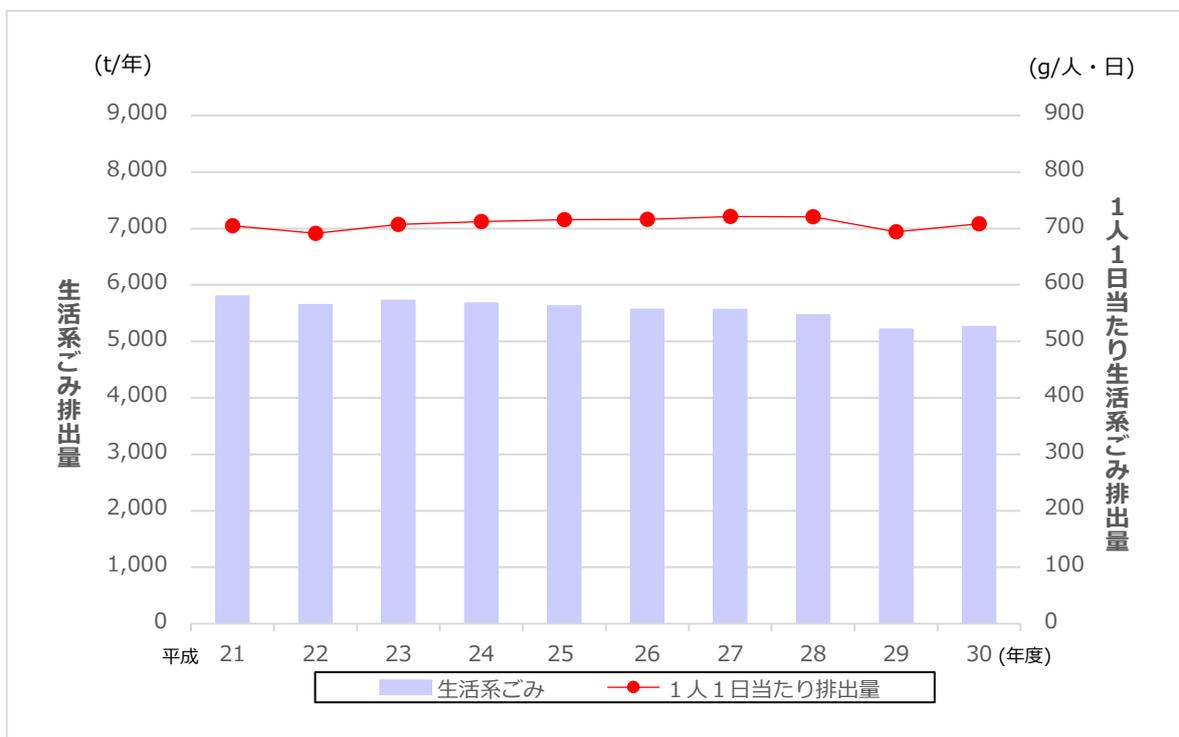


図 2-2-3 生活系ごみ排出量の推移

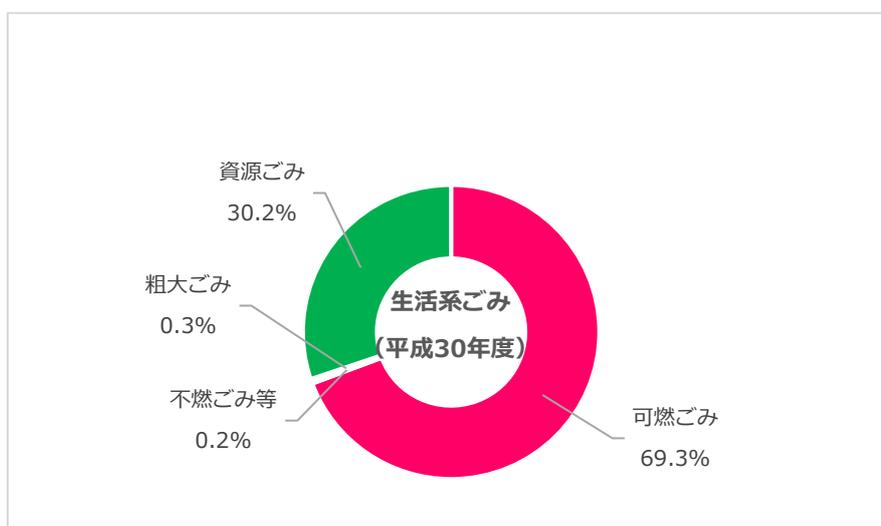


図 2-2-4 生活系ごみの内訳(平成 30 年度)

### (3) 事業系ごみ

事業所から排出される「事業系ごみ」の排出量、及び1人1日当たり事業系ごみ排出量は、平成24年度まで増加傾向で推移していますが、その後は大きく減少しています。平成30年度の事業系ごみ排出量は、1,558t、1人1日当たり事業系ごみ排出量は210g/人・日です。

平成30年度の事業系ごみの内訳をみると、可燃ごみが96.5%でほとんどを占め、次いで資源となるごみが3.5%となっています。不燃ごみと粗大ごみは含まれません。

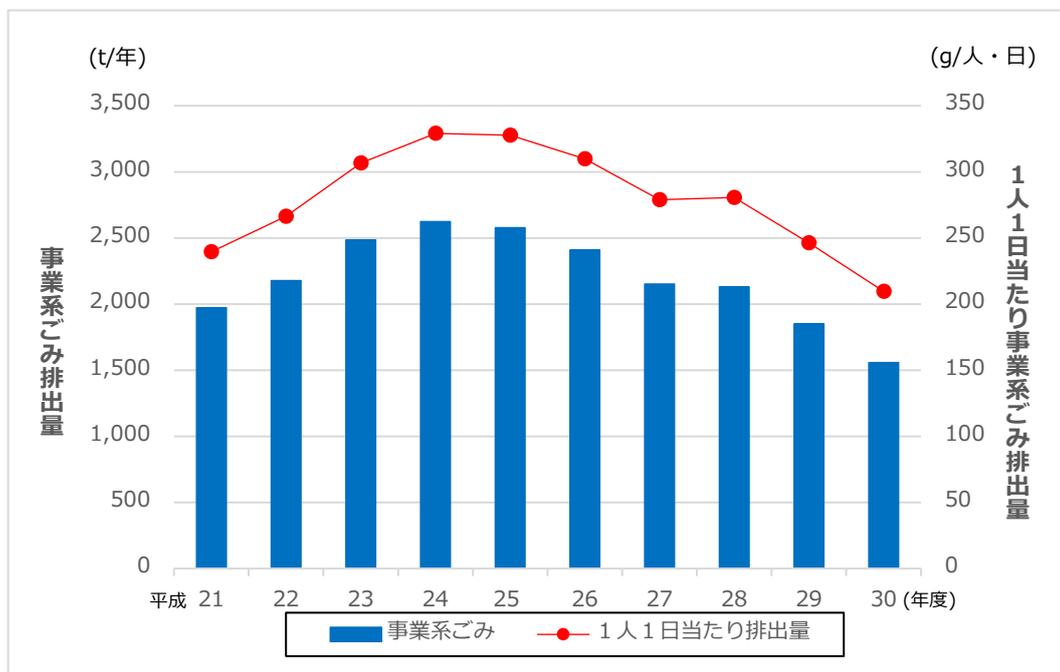


図 2-2-5 事業系ごみ排出量の推移

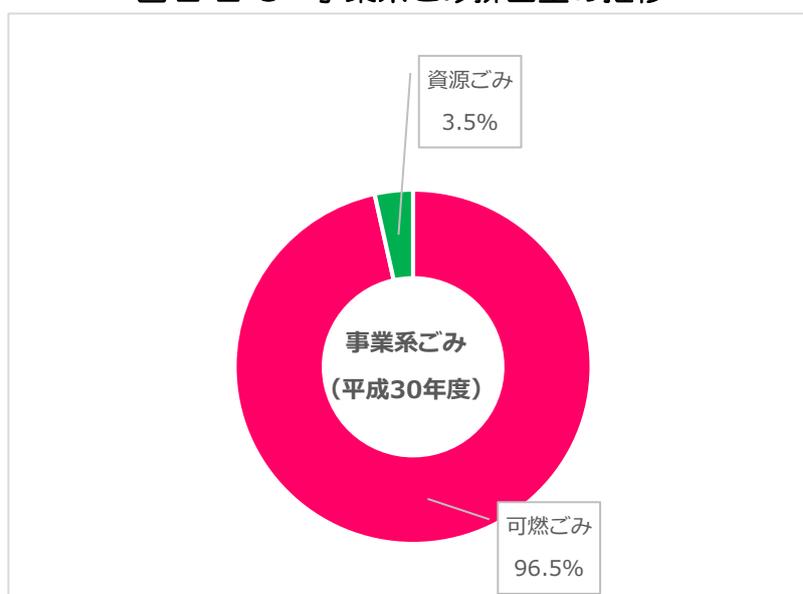
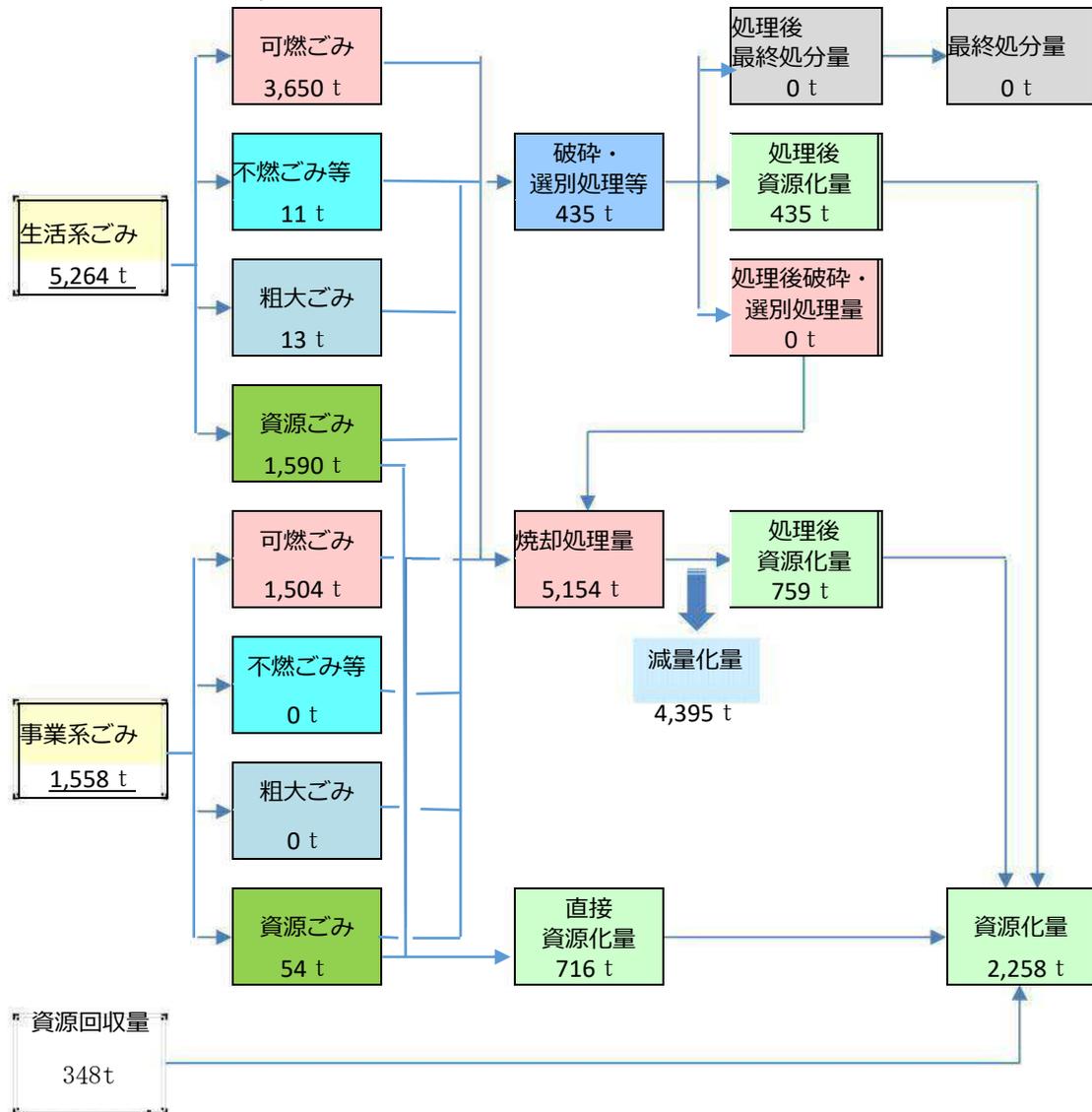


図 2-2-6 事業系ごみの内訳(平成 30 年度)

## 5 ごみの処理・処分

平成 30 年度に本町から排出された生活系ごみは 5,264 t、事業系ごみは 1,558 t であり、川島町環境センターに搬入されて処理しています。集団回収量は 348 t であり、そのまま資源回収業者に引き渡して資源化処理しています。

平成 30 年度における焼却処理量は合計 5,154 t、破碎・選別処理量は 435 t であり、資源化量は合計 2,258 t でした。



注 1. 小数以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

2. ごみ排出量（可燃、不燃など）の合計と処理量（破碎・選別、焼却など）の合計が一致しないのは、計量の仕方の違いによる差分です。

- ・ごみ排出量（可燃、不燃など）：搬入時にトラックスケールで計量
- ・処理量（破碎・選別、焼却など）：施設内で処理時にクレーン等で計量

3. 資源ごみは、品目別に処理方法が異なります。

- ・紙・布類、缶は搬入後、保管施設で保管され、資源回収業者に直接引き渡して資源化（直接資源化）。
- ・容器包装、びん・ペットボトルは搬入後、選別・梱包・保管等の処理を行った後、資源回収業者に引き渡して資源化（処理後資源化）。

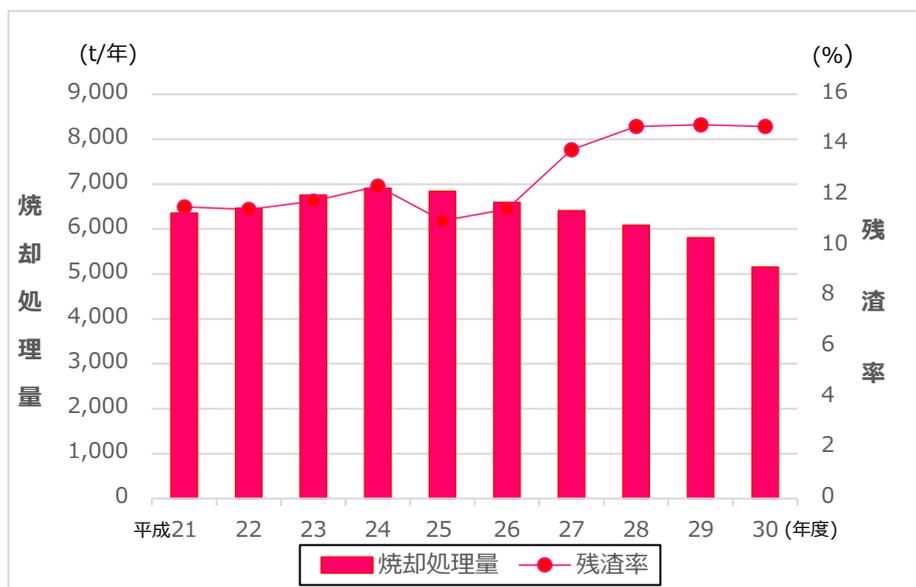
図 2-2-7 ごみ処理フロー（平成 30 年度）

## (1) 焼却処理量

平成 30 年度の焼却処理量は 5,154 t、残渣率は 14.7%です。

平成 25 年度以後ごみ排出量の減少に伴い、焼却処理量も減少傾向で推移しています。

残渣率(焼却処理量に対する焼却残渣量の発生率)は、11%台で推移していましたが、平成 27 年度から増加傾向で推移しています。



注: 残渣率 (%) = 焼却残渣量 ÷ 焼却処理量 × 100

図 2-2-8 焼却処理量の推移

## (2) 最終処分量

平成 27 年度以降、不燃残渣の最終処分はなくなり、すべてリサイクルしています。

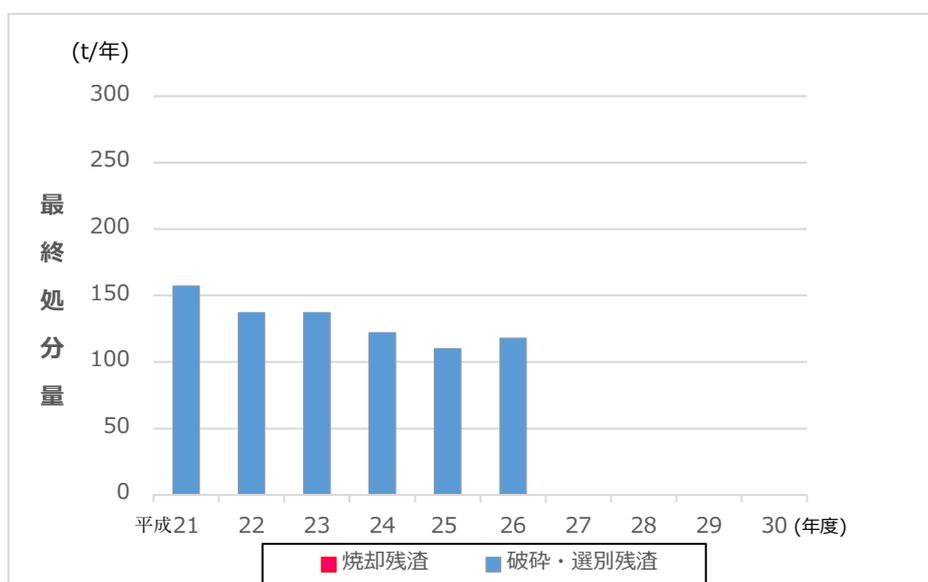
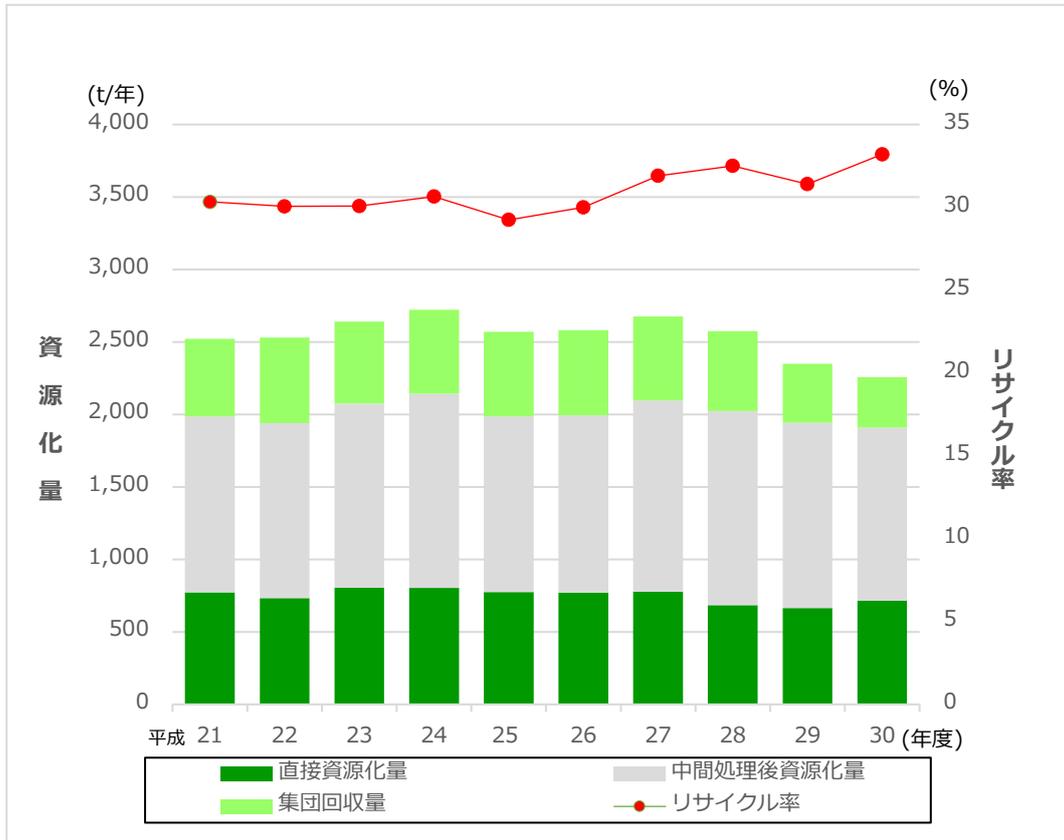


図 2-2-9 最終処分量の推移

### (3) 資源化量

平成 30 年度の資源化量は 2,258 t、リサイクル率は 33.2%です。

全体的には、平成 21 年度以降、資源化量は減少傾向で推移しています。しかし、リサイクル率は増加傾向で推移しています。



注リサイクル率 (%) = 資源化量 ÷ ごみ総排出量 × 100

図 2-2-10 資源化量の推移

資源化量の内訳を主な品目別にみると、どの品目も横ばいで推移しています。

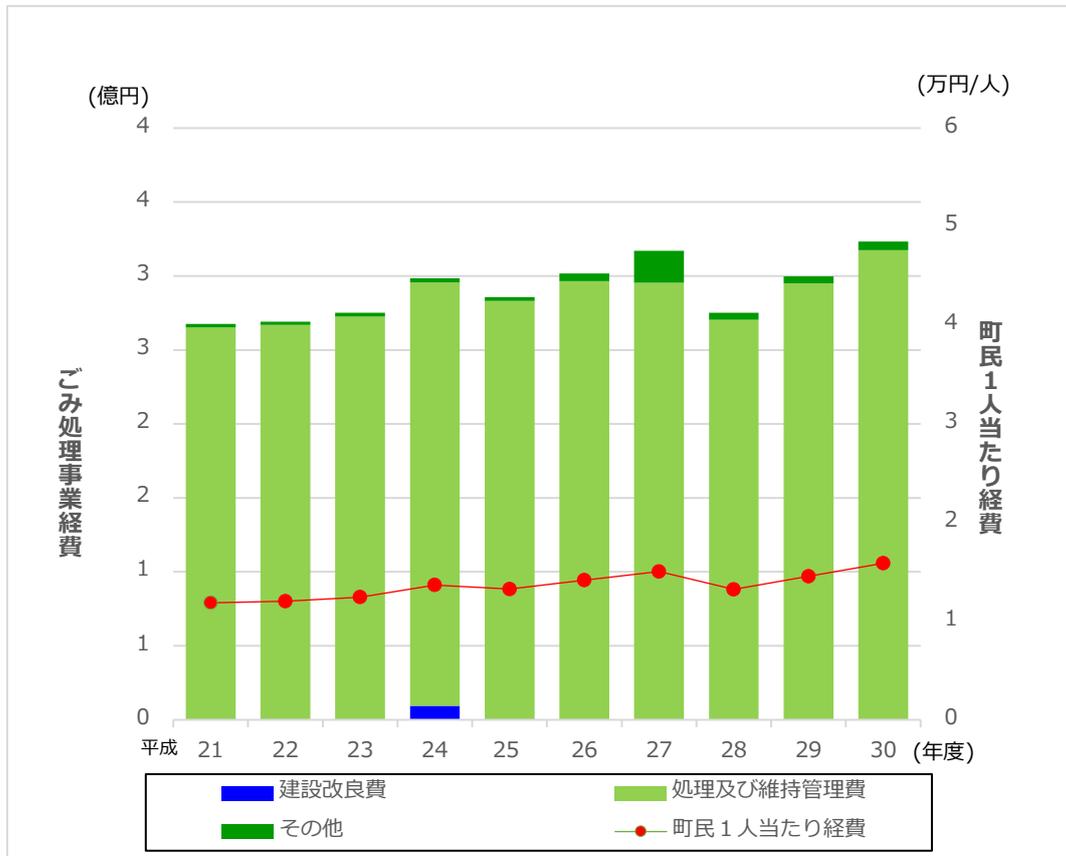


図 2-2-11 資源化量の推移（主な品目別）

## (4) ごみ処理事業に要する経費

平成 30 年度のごみ処理事業経費は約 3 億円、町民 1 人あたりに要する経費は約 16,000 円となっています。

町民 1 人あたりに要する経費は、年度によってばらつきはあるものの微増で推移しています。



注 1. ごみ処理事業経費：各年度の「歳出額」

2. ごみ処理事業経費の内訳：建設改良費、処理及び維持管理費、その他

3. 処理及び維持管理費の内訳：人件費、処理費、車両購入費、委託費、調査研究費等

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図 2-2-12 ごみ処理事業に要する経費の推移

## 6 ごみ処理施設の状況

### (1) ごみ処理施設の概要

川島町環境センター（ごみ処理施設）の概要を以下に示します。

可燃ごみを処理する焼却炉は、現状で1日8時間の運転となっています。

表 2-2-4 川島町環境センター（ごみ処理施設）の概要

項 目		具体的な内容
施設名		川島町環境センター（ごみ処理施設）
事業主体		川島町
所在地		埼玉県比企郡川島町大字曲師 370 番地
焼却施設	処理対象廃棄物	可燃ごみ、粗大ごみ、その他、ごみ処理残渣、し尿処理残渣
	処理方式	ストーカ式（可動）
	炉型式	バッチ運転
	処理能力	40 t / 8 時間（1 日 8 時間稼働）
	炉数	2 炉
	使用開始年度	1979 年度（昭和 54 年度）
	余熱利用の状況	無し
	発電能力	無し
	排ガス処理設備	有害ガス除去装置（乾式）+活性炭吹き込み+バグフィルタ方式
	灰出し設備	灰バンカ方式
	備考	ダイオキシン恒久対策工事を実施（2001 年 1 月～2002 年 11 月）
不燃物 処理施設	処理対象廃棄物	ガラス類、その他資源ごみ
	処理内容	破碎、選別、圧縮・梱包
	処理能力	10 t / 5 時間
	使用開始年度	1979 年度（昭和 54 年度）
容器包装 処理施設	処理対象廃棄物	その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック
	処理内容	選別、圧縮・梱包
	処理能力	4 t / 5 時間
	使用開始年度	2000 年度（平成 12 年度）
保管施設	保管対象廃棄物	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、布類
	屋内面積	157 m <sup>2</sup>
	屋外面積	0 m <sup>2</sup>
	使用開始年度	2000 年度（平成 12 年度）

## (2) 可燃ごみのごみ質と焼却処理施設に係る問題点

焼却処理している可燃ごみのごみ質について、種類組成をみると、近年、「紙・布類」の比率が減少傾向で推移しています。また、これに伴い、木・竹・ワラ類の比率が増加傾向で推移しています。

三成分をみると、水分、可燃分、灰分の比率は、灰分がほぼ横ばいで推移しているものの、水分、可燃分は年度による変動が大きくなっていることが特徴です。

低位発熱量は一時減少傾向で推移していましたが、近年は増加傾向で推移しています。単位容積重量は年度による変動が大きくなっていますが、概ね減少傾向で推移しているとみなすことができ、ごみの軽量化が進んでいることが伺われます。

川島町環境センター（ごみ処理施設）は、使用開始から40年を経過し、老朽化が進んでいます。このため、ごみの焼却による焼却炉への負担を軽減するため、何らかの対応が必要な状況となってきています。

### 焼却施設の更新

→【問題点】新たな施設を町単独で整備すると、コスト面での問題が生じます。

〔町単独では、施設を建設するための補助金（循環型社会形成推進交付金）の交付要件を満たしません。〕

今後のごみ処理施設の整備にあたり、埼玉県は「第2次埼玉県ごみ処理広域化計画（平成20～29年度）」に基づき、複数の自治体によるごみ処理の広域化を推進してまいりました。

具体的には、市町村の小規模なごみ処理施設を集約化し、大規模なごみ処理施設の整備によるスケールメリットを活かした効率的なごみ処理を推進する市町村の取組を支援することになっていました。

本町においても、平成27年12月に埼玉中部資源循環組合（比企管内の市町村、桶川市で構成）に加入しましたが、令和2年3月末を以て同組合が解散したため、可燃ごみを処理する同組合の新施設の建設は白紙となりました。

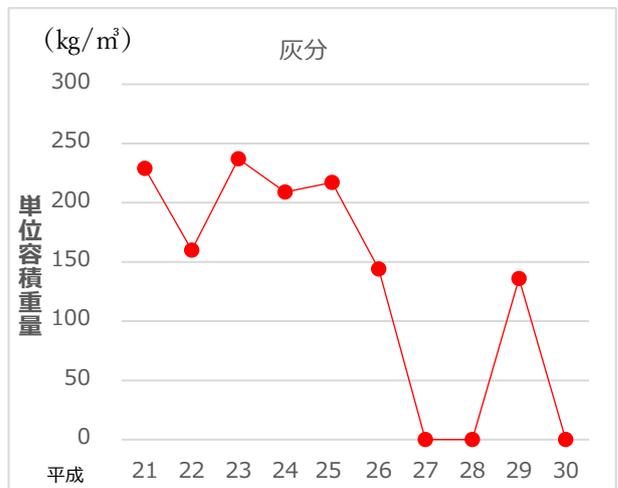
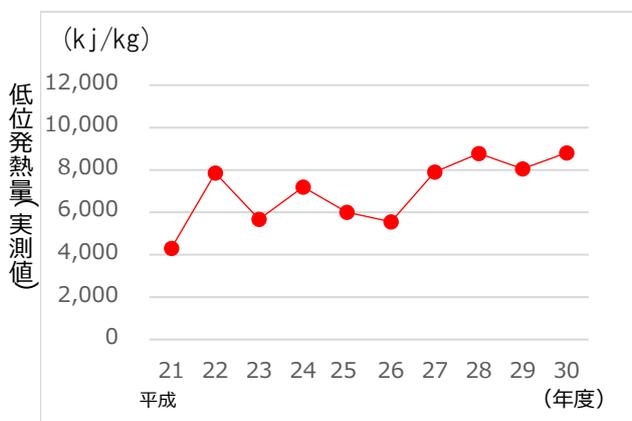
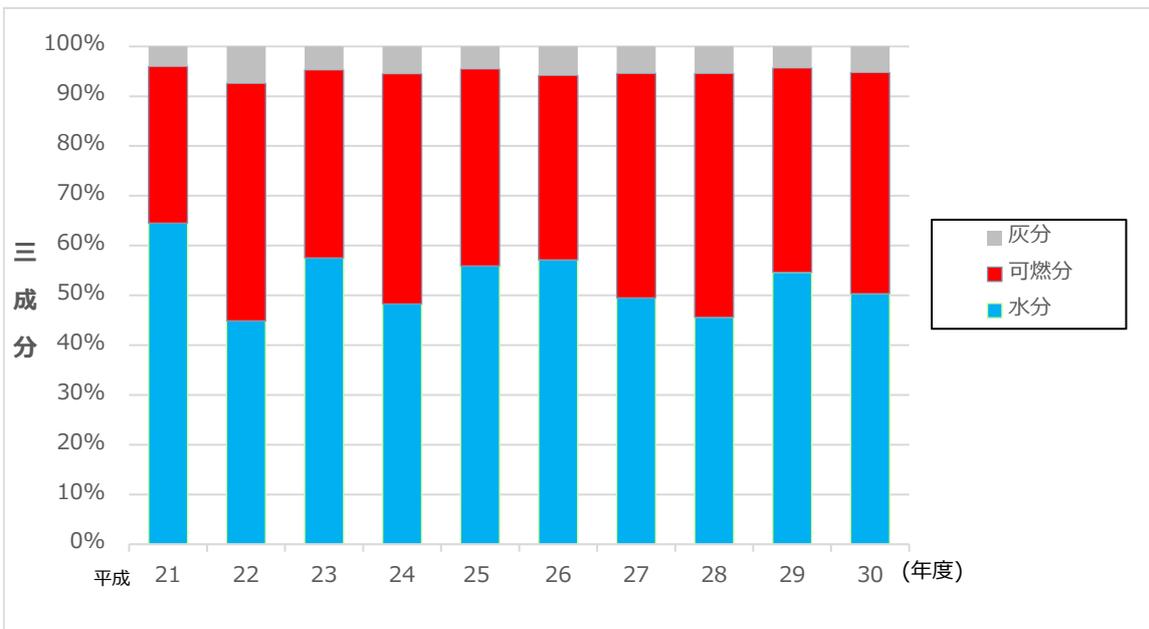
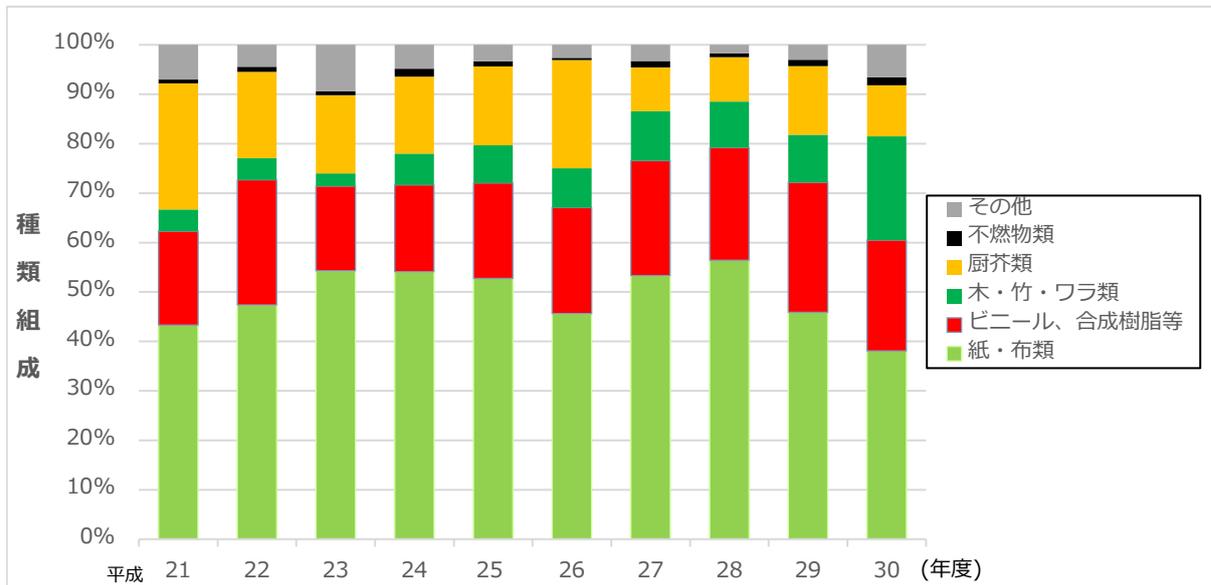


図 2-2-13 焼却処理している可燃ごみのごみ質

## 7 ごみ処理の評価

### (1) 現計画の目標との比較

現計画（平成 27 年 3 月策定）で設定されたごみ処理に係る目標、最終処分に係る目標）と、直近年度（平成 30 年度）の実績値を比較した結果を以下に示します。

この結果、目標はすべて達成しており、ごみの減量化と資源化、環境負荷の低減が比較的順調に進んでいることが伺われました。

#### ①排出量→【目標達成】

平成 30 年度の排出量は 7,170 t /年であり、平成 41 年度(令和 11 年度)の目標(平成 25 年度よりも 10%以上減量)を下回る水準であり、目標を達成しました。

#### ②資源化量→【目標達成】

平成 30 年度の資源化量は 33.2%であり、平成 41 年度(令和 11 年度)の目標(30%以上とする)を上回る水準であり、目標を達成しました。

#### ③最終処分量→【目標達成】

平成 27 年度から選別処理後の最終処分はしていませんので、平成 41 年度(令和 11 年度)の目標(平成 25 年度よりも 21%以上減量)を下回る水準であり、目標を達成しました。

## (2) 国・県の目標との比較

平成 30 年度のごみ処理の実績値について、国・県の目標と比較して評価を行いました。

- ・国の目標：廃棄物処理法に基づく基本方針（平成 28 年 1 月）での目標
- ・県の目標：第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月）での目標

比較・評価結果によると、本町では県が示した「1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量」以外の項目について国・県の目標を達成しました。

本町では人口減少等の社会背景に伴い、生活系ごみの排出量は減少傾向で推移しています。しかし、1 人 1 日当たりのごみ排出量では減量が進んでいません。

また、事業系ごみについては、平成 20 年 3 月末の圏央道川島インターチェンジの開通以後、事業系ごみの排出量は、それまで以前よりも大きな増加傾向を示していましたが、平成 25 年度以後は大きく減少しています。

このことから、本町ではごみの排出規制、特に生活系ごみの減量化に向けた取組の一層の推進・展開によるごみの減量化が必要と考えられます。

また、ごみの処理・処分に係るものについては、国・県の目標と比較した限りでは、現状でかなりうまくいっていると思われます。

このことに加えて、本町ではごみ処理施設の老朽化等の問題が進行しており、新たなごみ処理体制の構築に向けた検討が必要です。

表 2-2-5 国の目標との比較・評価結果

項目	国の目標		比較・評価結果
①ごみ排出量	令和 2 年度に 24 年度対比約 12%削減。	○	平成 24 年度から 30 年度までの 7 年間で 19.3%削減しました。
②リサイクル率	令和 2 年度に約 27%	○	平成 30 年度に 33.2%。
③最終処分量	令和 2 年度に 24 年度対比 14%削減。	○	平成 27 年度から最終処分量はありません。

表 2-2-6 県の目標との比較・評価結果

項目	県の目標		比較・評価結果
①1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量	平成 25 年度実績から 7%削減。	×	平成 25 年度から 30 年度までの 6 年間で 6.5%削減しました。
②事業系ごみ排出量	平成 25 年度実績から 10%削減	○	平成 25 年度から 30 年度までの 6 年間で 39.6%削減しました。
③1 人 1 日当たりの最終処分量	平成 25 年度実績から 10%削減	○	平成 27 年度から最終処分量はありません。

## 8 ごみ処理の課題

### (1) ごみの排出に関する課題

#### ・課題 1 生活系ごみの減量

本町は県平均と比較して 1 人 1 日当たりのごみ排出量が高い水準にあります。また、現状において以下の取組が必要です。

- ・焼却処理量の削減による焼却施設への負担の軽減
- ・ごみの減量化によるごみ処理経費の削減

本町において、1 人 1 日当たりのごみ排出量は減少傾向ではありますが、排出されるごみの多くは生活系ごみであることから、ごみ排出量の減量のため、今後も生活系ごみの減量に努める必要があります。

なお、生活系ごみの約 3/4 は「可燃ごみ」であるため、ごみの組成を十分把握した上で、減量化・資源化を進めるものとします。特に生活系ごみの減量に効果が高いと考えられる「資源となるごみの分別徹底」と「生ごみの減量」に向けて、今後も重点的に取り組みます。

#### ・課題 2 事業系ごみの減量

本町の事業系ごみ排出量は、平成 20 年 3 月末の圏央道川島インターチェンジの開通以後、それまで以前よりも大きな増加傾向を示していましたが、平成 25 年度以後は減少傾向で推移しています。

事業系ごみは生活系ごみと比べて排出量は少ないのですが、さらなる減量化に向けて対策を強化する必要があります。

なお、事業系ごみは、業種や事業所の形態により、排出状況が大きく異なることが特徴であるため、事業系ごみの排出実態を正しく把握し、適切な減量施策などについて今後も引き続き検討し、事業系ごみの減量化・資源化に向けて取り組みます。

また、事業系ごみの減量化・資源化と併せて、以下の事項について検討が必要です。

- ・事業系ごみの処理手数料は、負担の公平化の観点も踏まえて定期的に検討を行い、ごみの排出者に適正・公平な負担となるよう配慮します。
- ・十分に分別されていない事業系ごみの搬入禁止措置などについて検討します。
- ・事業系の資源となるごみのリサイクル推進に向けた取組について検討します。

## (2) 減量化・資源化に関する課題

### ・課題3 ごみ分別の徹底とリサイクルの推進

ごみ分別は、以下の観点からも必要であり、今後も徹底を図ります。

- ・焼却施設への負担軽減
- ・資源化量の増加とリサイクル率の向上

本町において、リサイクル率は近年増加傾向で推移しており、今後も引き続き、リサイクル率の向上に向けた取組を行っていく必要があります。

資源物については、分別徹底により異物の混入を防ぎ、品質向上を図る必要があります。資源物の回収量増加と品質向上による売却益の増加は、ごみ処理事業の歳入の増加につながることから、今後も資源物の回収量の増加を一層推進する必要があります。

このほか、本町においてリサイクル率が高い水準を示すのは、これは焼却残渣を民間業者に委託して資源化していることによるものであるため、今後も適正な資源化を実行できるよう全体としての適正なごみ処理システムの維持に努める必要があります。

### ・課題4 生ごみの減量

生活系ごみのうち、重量比で最も大きな成分は「生ごみ」です。生活系ごみの減量のためには、生ごみの減量が大きな成果を示します。ダイオキシン類の発生や焼却施設への負担軽減に向けた焼却処理量の削減のためにも、自家処理の推進や水切り徹底、堆肥化などにより一層の生ごみの減量化を図る必要があります。

また、本町は田畑が多いことから、自家処理した生ごみを資源として有効活用する方法について検討が必要です。

### ・課題5 地域特性に応じた資源回収の活発化

今後、本町では人口減少と高齢化（特に高齢者のみの世帯の増加）が急速に進むことが予測されています。このため、これまで以上に合理的なごみ処理事業を展開することにより、社会状況の変化に対応していかなければなりません。

家庭から出る資源となるごみについても、効率的な資源回収とリサイクルの推進に向けて、費用対効果の高い資源回収の手法などを模索していく必要があります。

こうしたことを踏まえ、本町における家庭系資源ごみの回収のありかたについては、地域の実情を踏まえて、地域における資源回収を推進するしくみを構築します。

具体的には、町内会や子供会などによる地域の集団資源回収のしくみの再構築、地域において人が集まりやすい場所での資源の拠点回収の実施、スーパーや小売店での店頭回収等の活発化などについて検討が必要です。

### (3) 収集・運搬に関する課題

---

#### ・課題6 ごみ集積所の適正管理

ごみ集積所への不適正なごみ出し（未分別でのごみ出し、指定された出し方を守らないごみ出しなど）を防止するため、ごみ出しマナー・ルールの遵守徹底に向けた広報・啓発の強化が必要です。

また、地域住民との連携・協力によるごみ集積所の適正管理のあり方について検討が必要です。

#### ・課題7 安全なごみ収集の継続

本町において、ごみ集積所は、歩道上や道路わきに設置しているものが多いため、ごみ収集作業の際には、事故を起こすことの無いよう細心の注意を払う必要があります。

また、収集作業中の引火・爆発等の事故や作業員のけがを防ぎ、安全なごみ収集を継続するため、蛍光管、乾電池、スプレー缶、ライター、刃物などの分別徹底と適正排出について、町民への意識啓発・指導等を継続する必要があります。

#### ・課題8 効率的な収集・運搬の継続

本町では、将来における人口減少に加え、急速な高齢化と要介護者の増加などが予測されます。将来的な人口減少と高齢化に対応するため、より作業効率の高いごみの収集・運搬体制を検討・構築する必要があります。

この他、高齢化に伴い、在宅医療廃棄物の排出量の増加が予測されるため、近隣自治体や医療機関、収集運搬業者との連携・協力の下、将来における医療廃棄物の適切な収集のあり方について検討する必要があります。

## (4) 処理・処分に関する課題

### ・課題 9 プラスチックごみの削減と適正な処理の推進

令和2年7月から、プラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋の有料化が始まりました。また、国は、家庭から出るプラスチックごみの一括回収の方針を示し、令和4年度以後の制度開始を目指すとしてきました。近年、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な課題となっています。四方を川に囲まれた川島町でも、海洋プラスチックごみ問題は、けっして無関係なものではありません。プラスチックごみの削減はもとより、プラスチックを循環資源として持続的な利用を促進するための取組が必要です。

### ・課題 10 SDGs(持続可能な開発目標)への対応

SDGs(エスディーゼーズ・持続可能な開発目標)とは、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030年)までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。本計画と関わりの強いSDGsのゴール(なりたい姿)とターゲット(具体的な達成基準)は次のとおりです。

ゴール 12(つくる責任 つかう責任)

ターゲット 5(廃棄物削減)

2030年までに、廃棄物の発生抑制、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

### ・課題 11 焼却施設への負担軽減

川島町環境センター(ごみ処理施設)の焼却施設は、平成12~14年度にダイオキシン恒久対策工事を実施しました。焼却施設は昭和54年の供用開始以後、適切な点検・管理の下で運転していますが、竣工後40年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。

新たな処理施設の整備には概ね10年の期間を要し、新たなごみ処理施設が供用されるまでは、現行施設での処理を継続する必要があるため、現行施設における運転管理(投入量の調整や十分な攪拌による安定した焼却など)が必要です。

## ・課題 12 ごみ処理経費の削減

本町では、ダイオキシン恒久対策工事が終了した平成 15 年度以降、ごみ処理事業経費、町民 1 人当たりの処理費が増加傾向で推移しています。また、本町では、将来的な人口の減少以上に、高齢化・少子化に伴う 15～64 歳の「生産年齢人口」の減少が大きいことが予測されています。

生産年齢人口の減少は、町の税収減少につながることから、今後もこれまで以上に一層効率的なごみ処理事業を推進することにより、ごみ処理経費の節減に努める必要があります。

このため、処理経費削減に向けたごみ発生・排出抑制、特に、人口減少とそれに伴う生活系ごみ量の減少を前提とした上で、これまで以上に合理的・経済的なごみ処理のあり方について検討する必要があります。

## 第2節 ごみ処理量の予測

### 1 ごみ処理量の予測方法

現状のごみ処理を取り巻く状況が将来も継続する場合に、ごみ処理量（ごみ排出量、処理・処分量）がどのように推移するかを把握しました。

将来人口は、「第5次川島町総合振興計画」（平成23年3月）に示された目標人口がありますが、実績値との乖離が大きくなってきているため、将来予測で使用するの是不適と判断し、今回は政策推進課の推計人口を使用しました。

この場合の将来人口は、令和7年度は18,666人（平成30年度から8.3%減少）、令和11年度は17,604人（同13.5%減少）です。

### 2 ごみ排出量の予測結果

#### (1) ごみ総排出量

ごみ総排出量（生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収量の合計）は減少傾向で推移し、令和7年度は6,128t（平成30年度から14.5%減少）、令和11年度は5,703t（同20.5%減少）と予測されました。

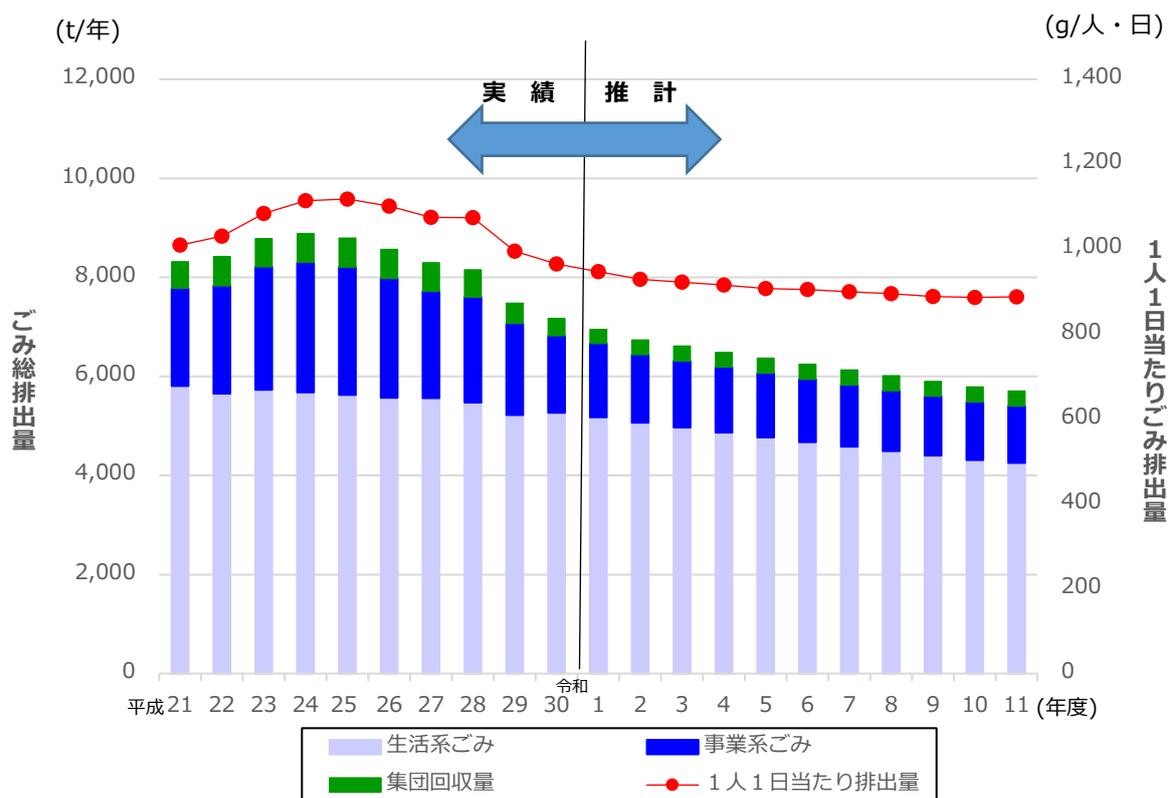


図2-2-14 ごみ総排出量の予測結果(現状推移時)

## (2) 生活系ごみ

生活系ごみの排出量は減少傾向で推移し、令和 7 年度は 4,581 t（平成 30 年度から 13.0%減少）、令和 11 年度は 4,253 t（同 19.3%減少）と予測されました。

これに対し、1 人 1 日当たり生活系ごみ排出量はほぼ横ばいで推移し、令和 7 年度は 672 g/人・日、令和 11 年度は 662 g/人・日と予測されました。

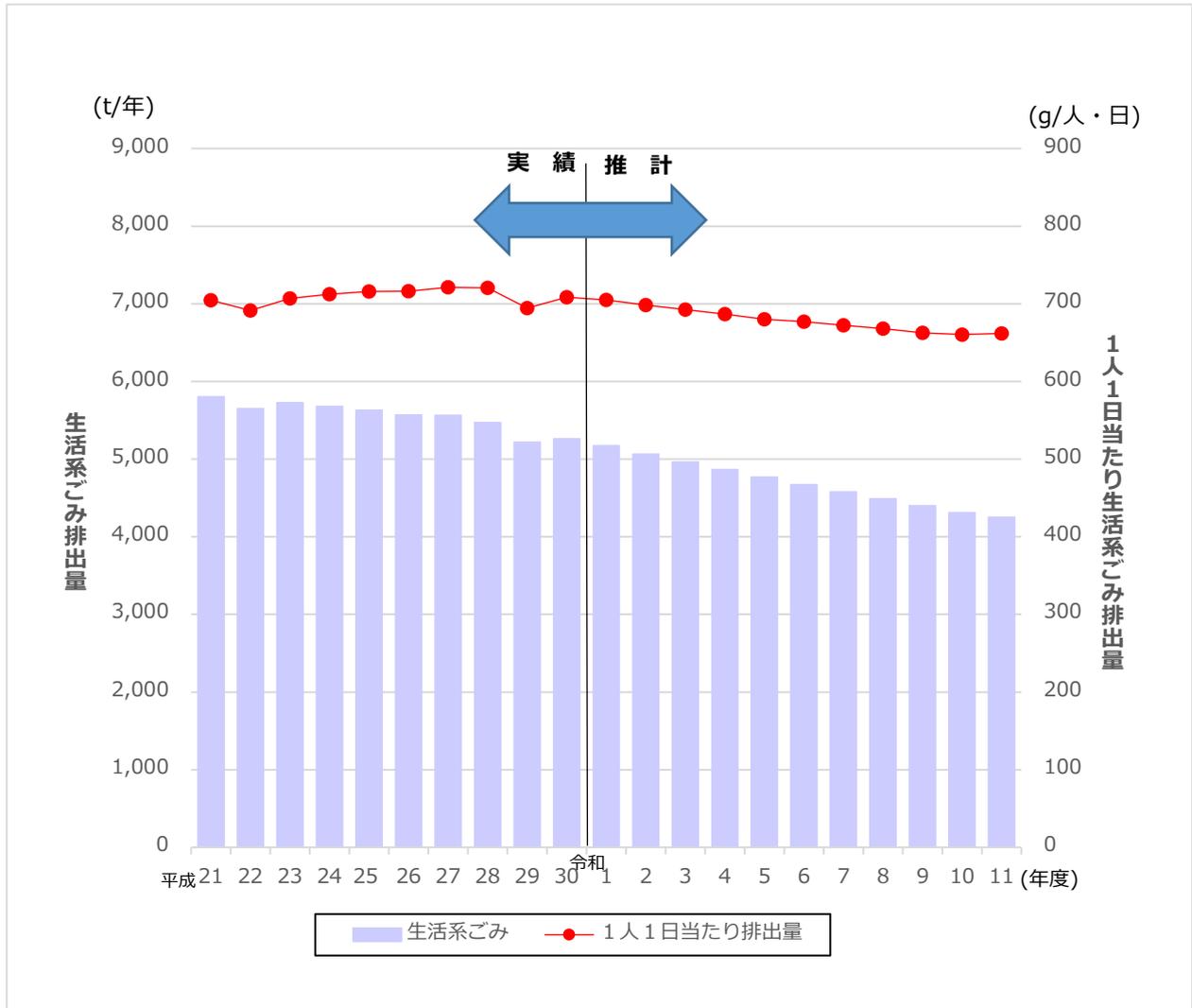


図 2-2-15 生活系ごみ排出量の予測結果(現状推移時)

### (3) 事業系ごみ

事業系ごみの排出量は減少傾向で推移し、令和 7 年度は 1,247 t（平成 30 年度から 20.0%減少）、令和 11 年度は 1,150 t（同 26.2%減少）と予測されました。

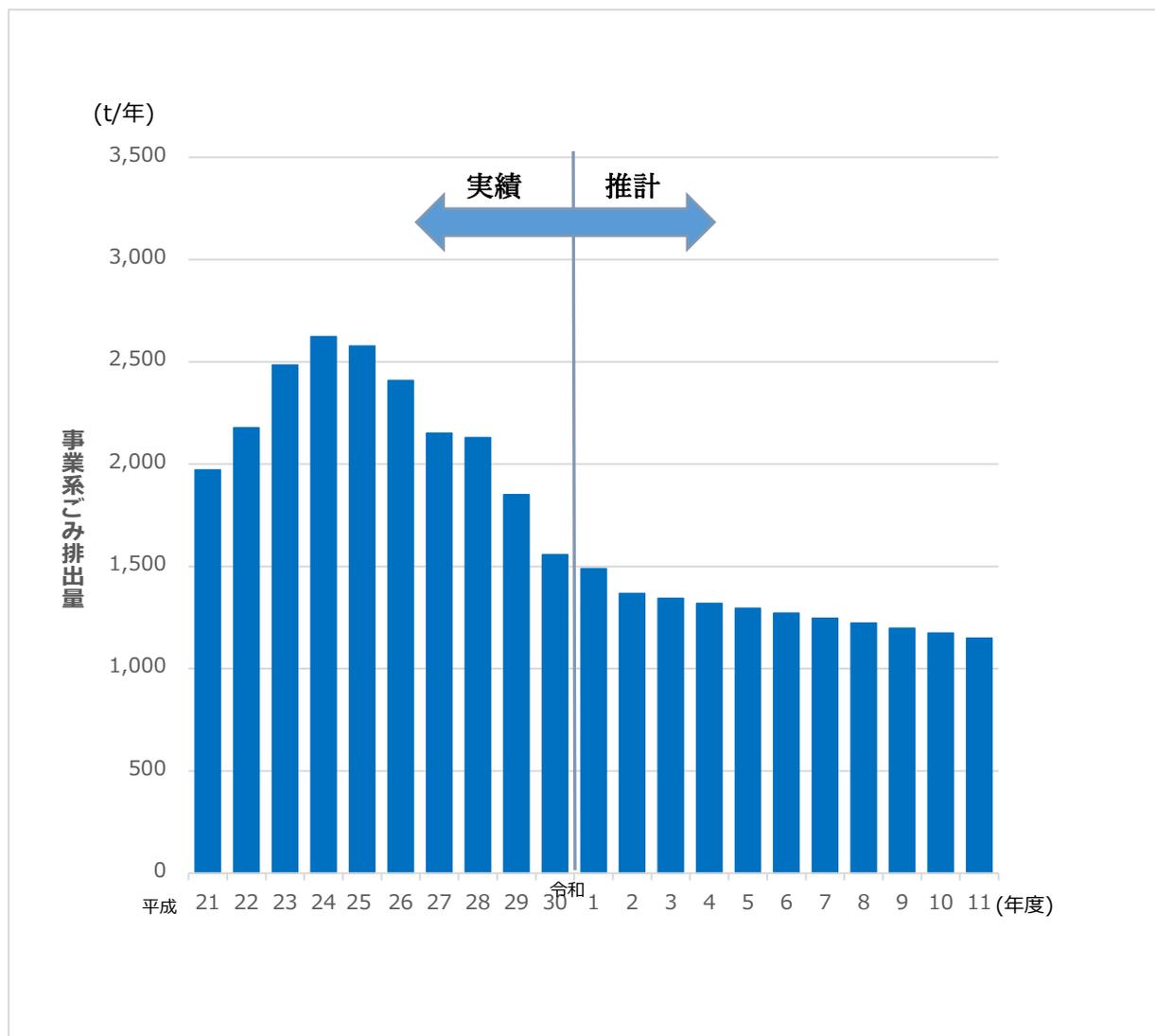


図 2-2-16 事業系ごみ排出量の予測結果(現状推移時)

### 3 ごみの処理・処分量の予測結果

#### (1) 焼却処理量

焼却処理量は減少傾向で推移し、令和7年度は4,314 t（平成30年度から16.3%減少）、令和11年度は3,977 t（同22.8%減少）と予測されました。

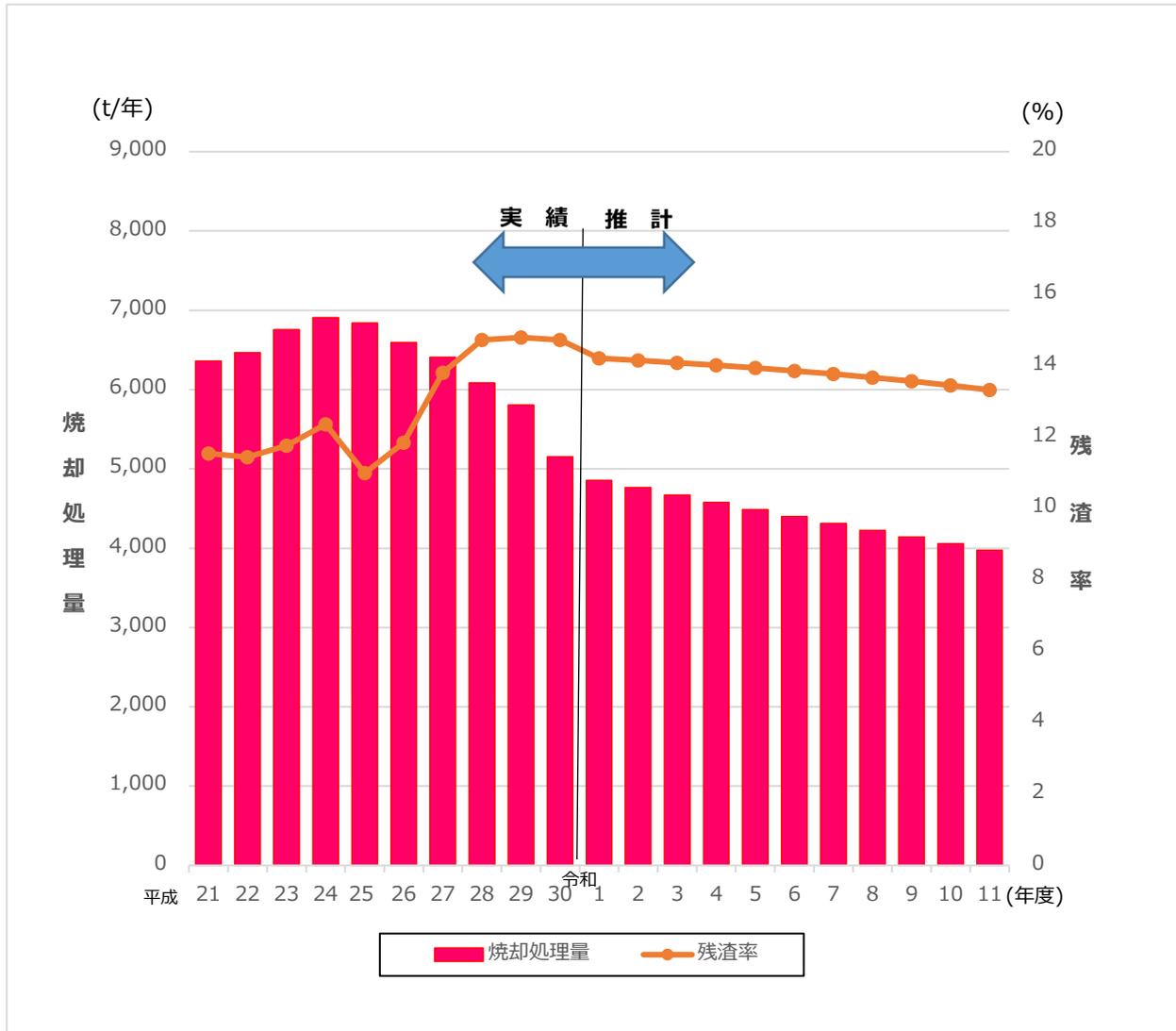


図 2-2-17 焼却処理量の予測結果(現状推移時)

## (2) 資源化量

資源化量はほぼ横ばいで推移し、令和 7 年度は 2,347 t（平成 30 年度から 3.9% 増加）、令和 11 年度は 2,281 t（同 1.0%増加）と予測されました。

リサイクル率は、令和 7 年度は 38.3%（平成 30 年度から 5.1 ポイント増加）、令和 11 年度は 40.0%（同 6.8 ポイント増加）と予測されました。

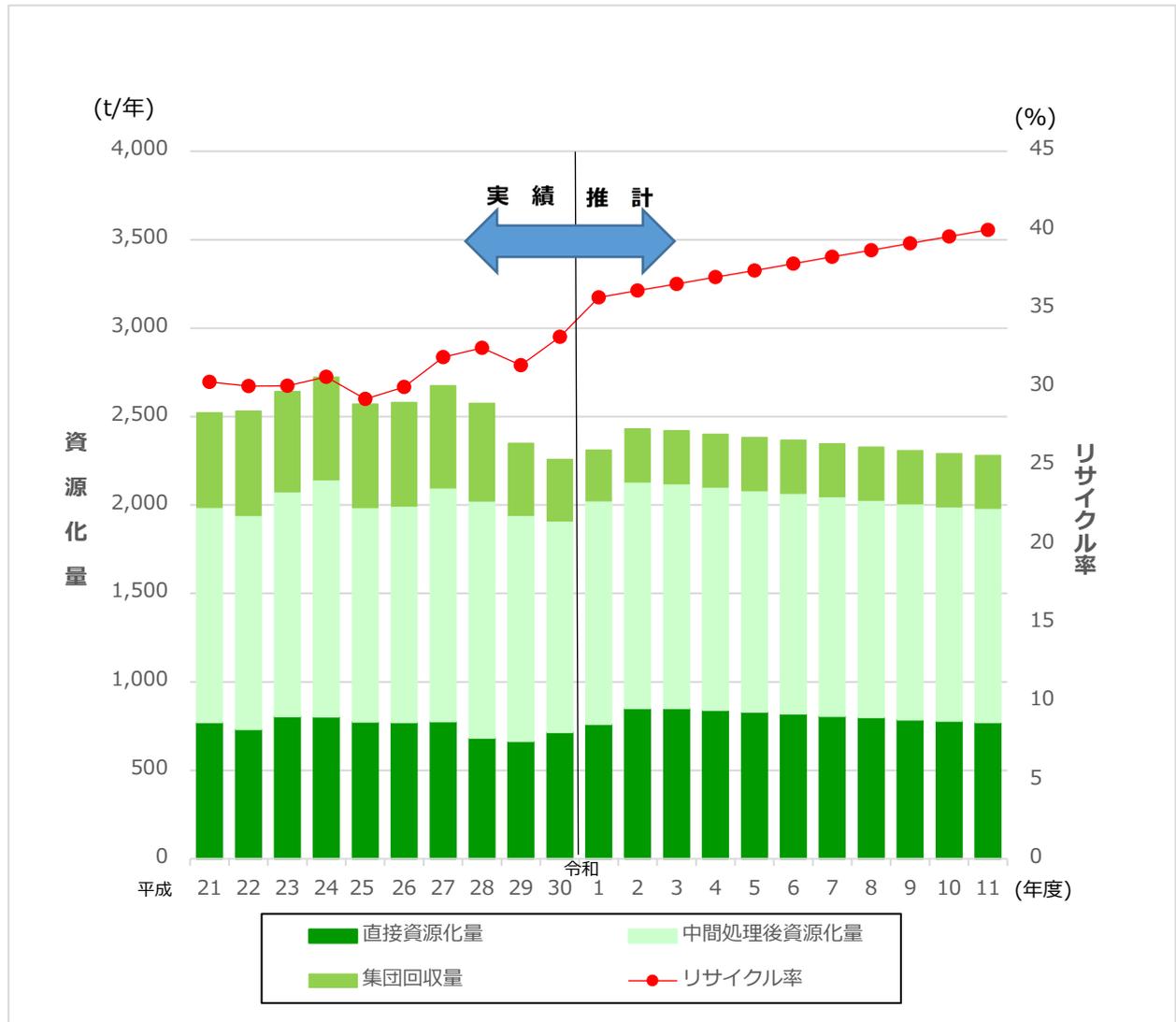


図 2-2-18 資源化量の予測結果(現状推移時)

## 第3節 ごみ処理基本計画

### 1 基本理念と基本方針

本町は平成27年(2015)年3月に令和11年度までの15年間を計画期間とする計画を策定し、この計画に基づき、ごみ処理に関する各種の取組を推進し、ごみの減量化・資源化に努めてきました。しかしながら、ごみの排出量は増加の一途をたどり、町民一人一日あたりのごみの排出量が県内ワースト3位という不名誉な記録を出したことから、平成29年度(2017年度)からの3か年で可燃ごみを20%減らす目標を立て、達成することができました。本町では更なる高みを目指し、ゼロ・ウェイスト社会の実現を最も重要な事項として定め、推進しています。

本計画では、これらのことを踏まえて、計画の基本理念を以下のとおり定め、ゼロ・ウェイスト社会の推進に努めるとともに、適正なごみ処理事業を継続していきながら、新たなごみ処理施設の整備についても検討していくことを目指します。

#### 【基本理念】

地域における循環型社会の形成を推進し、  
豊かな自然環境と安全・快適な生活環境を未来に伝えます。



#### 【基本方針】

#### ① ゼロ・ウェイスト社会の推進

○町、町民、事業者のパートナーシップを基調とする施策の展開により、ごみの減量、循環型社会の形成を図ります。

○出てきてしまったものを「燃やす」「何でもリサイクル」ではなくて、「そもそもごみを発生しないようにする」という「ゼロ・ウェイスト社会」の推進を図り、さらなるごみの減量化・資源化を進めます。

#### ② 適正なごみ処理事業の推進

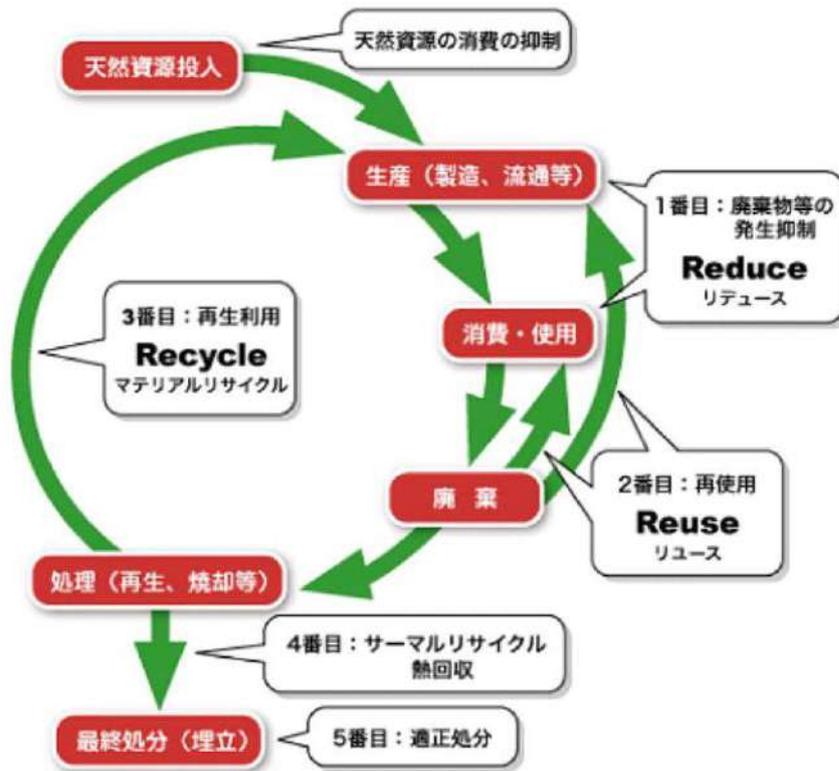
○安心・安全で環境負荷の少ないごみ処理事業の推進により、本町の豊かな自然環境と安全・快適な生活環境を守ります。

○経済性を考慮した効果的・効率的なごみ処理事業の推進により、ごみ処理経費の節減に努めるとともに、将来を見据えたごみ処理施設の整備を検討します。

【循環型社会の姿】

本計画では、「循環型社会形成推進法」に定める『3R 原則』に基づき、「ごみの減量化を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけリサイクルに回す」ことを基本として、ごみ処理を行うものとします。

3R 原則とは、まずごみの発生・排出を抑制し(リデュース)、次いで不要となったものの再使用に努め(リユース)、再生資源として利用できるものについては再生利用を推進(リサイクル)することで、ごみの減量と円滑な資源循環の実現を目指し、その上でどうしても資源として利用不可能なものを対象として、環境への負荷の少ない適正な処理・処分を行うものです。



1 番目：廃棄物等の発生抑制 (Reduce リデュース)	ごみとなるようなものを作らない・求めないというライフスタイルを定着させます。
2 番目：再使用 (Reuse リユース)	不要となったものを繰り返し使用することにより、ごみとして排出する量を減らします。
3 番目：再生使用 (Recycle リサイクル)	発生・排出抑制、再使用を行った後に排出されるごみのうち、リサイクル可能なものは「資源」としてリサイクルします。
4 番目：熱回収 (サーマルリサイクル)	発生・排出抑制、再使用、再生利用を図った後で残ったごみのうち、焼却可能な物は焼却処理を行い、その際に得られる熱を積極的に回収して有効利用します。
5 番目：適正処分	どうしても利用不可能なものは、環境への負荷の少ない適正な方法で処理・処分します。

資料：環境省資料

## 2 数値目標

### (1) ごみ減量に係る目標

本計画でのごみ減量に係る目標は、「ごみ総排出量」（生活系ごみ・事業系ごみ・集団回収量の合計）を対象とします。

現状推移時の場合、ごみ排出量は今後も継続して減少傾向で推移すると予測されましたが、本計画に基づく各種の施策や取組を実施することにより、現状（平成30年度実績値）よりもさらに減量させることを目指します。

表 2-2-7 ごみ減量に係る目標

項目	目標年度	数値目標
ごみ総排出量	令和7年度	現状（平成30年度）よりも14%以上減量
	令和11年度	現状（平成30年度）よりも20%以上減量

※ごみ総排出量＝生活系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収量

## (2) 処理・処分に係る目標

本計画での処理・処分に係る目標は、「リサイクル率」を対象とします。

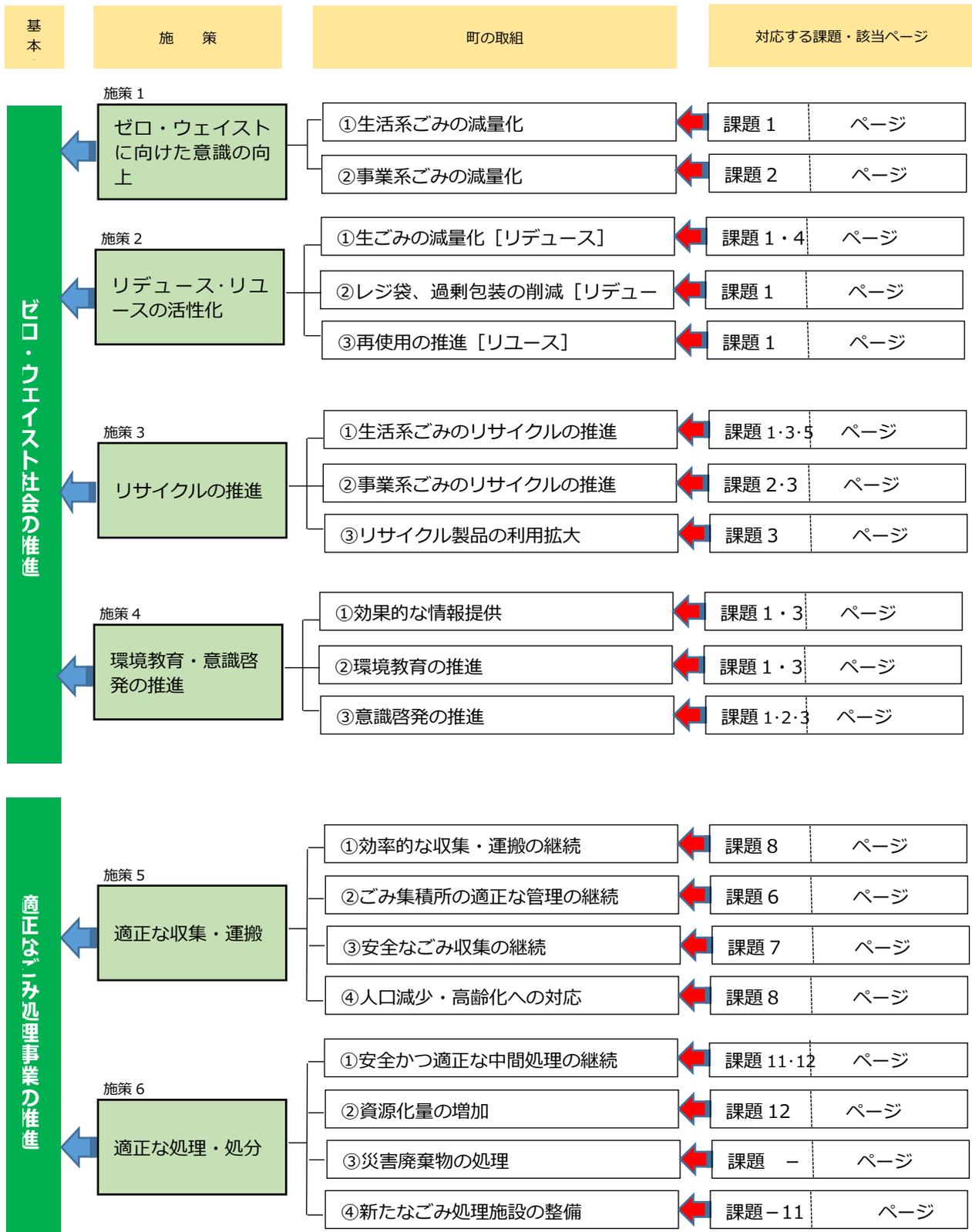
資源化量はほぼ横ばいで推移すると予測されましたが、リサイクル率は増加傾向で推移すると予測されました。このため、リサイクル率は本計画に基づく各種の施策や取組を実施することにより、現状（平成 30 年度実績値）よりもさらに増加させることを目指します。

表 2-2-8 処理・処分に係る目標

項目	目標年度	数値目標
リサイクル率	令和 7 年度	38.0%以上とする（平成 30 年度は 33.2%）
	令和 11 年度	40.0%とする

### 3 施策体系

本町では、以下に示す体系に基づく各種の施策を行うことにより、ごみの減量化・資源化を推進し、地域における循環型社会の形成を目指します。



## 4 **ゼロ・ウェイスト社会の推進【減量化・資源化計画】**

### **(1) ゼロ・ウェイストに向けた意識の向上**

本町は県平均と比較して1人1日当たりのごみ排出量が高い水準にあります。焼却処理量の削減による焼却施設への負担の軽減、ごみ減量化によるごみ処理経費の削減などのため、ごみの減量化が必要であるため、本計画では以下の施策を展開することにより、ごみの減量化を目指します。

#### **①生活系ごみの減量化**

本町のごみ総排出量の約2/3は生活系ごみであるため、ごみ減量のためには、まず生活系ごみの減量に努めることが望まれます。

生活系ごみの減量に向けて、ごみを出さないライフスタイルを定着させるため、町民のごみ問題への意識の向上が必要です。

具体的には、不要と判断したものは買わない、ものを大切に使う、使い捨てにせず修理して長く使う、買い物に際してマイバッグを利用してレジ袋や過剰包装を断る、食品の買い過ぎや料理の作りすぎをしない、食事に際して食べ残しをしないこと、ごみを出さないことに配慮した行動を実践するよう、町民一人一人の意識の向上を図ります。

#### **②事業系ごみの減量化**

事業系ごみの減量化に向けて、排出者の処理責任を徹底させ、排出事業者の自己責任による減量化・資源化や許可業者との契約による適正処理などを指導します。

また、ごみ処理施設において搬入物の検査を実施し、事業所から多量のダンボールやOA用紙などリサイクル可能なものが可燃ごみに混入した状態で排出されないよう指導します。

この時、排出事業者と収集・運搬業者の双方に働きかけることにより、事業系ごみの分別を推進することで、事業系ごみの減量化を図ります。また、ごみの減量化に取り組むことが、却って事業所全体のコスト削減につながることを具体的な事例の紹介などで事業者へPRします。

## (2) リデュース・リユースの活発化

本町での資源となるごみの指定状況などから、「リサイクル」については、町民の意識に定着したと判断することができます。しかし、その一方で「リデュース」「リユース」の取組は遅れていると考えられます。

本計画では以下の施策を展開することにより、リデュース・リユースが定着することを目指します。

### ①生ごみの減量化[リデュース]

食材の適量使用による食べ残しや賞味期限切れの食品の廃棄をできるだけなくすなど、生ごみの発生抑制に努めます。発生した生ごみは、水切りの徹底や生ごみ処理機器での処理等により、減量化を推進します。

また、本町は農地が多いことを踏まえ、家庭で発生した生ごみを地域の資源として有効活用する方法等について更に検討します。

### ②レジ袋、過剰包装の削減[リデュース]

令和2年7月から、レジ袋の有料化が始まりました。引き続き、レジ袋の削減に向けて、町民に対してマイバッグの利用を呼びかけます。

また、買い物に際して過剰包装を断る習慣が定着するよう、町民、事業者の双方に働きかけます。

### ③再使用の推進[リユース]

レンタルショップやリサイクルショップ等の店舗に関する情報、フリーマーケットやバザー等のリサイクルイベントに関する情報の提供により、家庭や事業所で使用された家具や器具、衣類などの再使用を推進します。

また、町民の間での物品の再使用を推進するため、町のホームページで不用品の交換情報を提供することなどについて更に検討します。

### (3) リサイクルの推進

近年、本町のリサイクル率は増加傾向で推移していますが、本計画では以下の施策を展開することにより、リサイクルの一層の推進を目指します。

また、リサイクルの推進に際しては、以下の事項についても配慮します。

- ①資源回収量の増加と品質向上による売却益の増加に努め、ごみ処理事業の歳入の増加を図ります。
- ②効率や費用対効果などに配慮して最適な規模での資源の循環利用を行うことで「地域循環圏」の形成を推進します。
- ③リサイクル活動の推進が地域の活性化にも資するよう配慮します。

#### ①生活系ごみのリサイクルの推進

今後も資源となる物の分別徹底に向けた意識啓発や広報活動の強化に努めます。

本町では、プラ製容器包装や紙製容器包装についても資源となるごみとして指定しており、今後はこれらの資源となるごみとしての意識の定着と資源回収量の増加のための取組などについて検討します。

この他、以下に示すような多様なリサイクルの方法を整備・充実することで資源化のしくみづくりに努めます。

○集団資源回収を維持するため、集団資源回収報償金を今後も継続します。

○剪定枝など草木類のリサイクルについて検討します。

○飲料用紙パック、トレイ、ペットボトル等については、行政による集積所での回収の他、スーパー等での店頭回収を推進します。このため、店頭回収を行う店舗の増加や回収品目の拡大などについて、事業者の協力を求めます。

○廃乾電池、廃蛍光管等については、行政による集積所での回収の他、販売店での回収を推進します。このため、販売店回収を行う店舗の増加などについて、事業者の協力を求めます。

○小型家電(特にパソコン)の宅配回収サービスや使用済インクカートリッジの公共施設での回収サービスを令和2年11月から始めており、適切な回収とリサイクルの推進に努めています。今後も、関連団体や小売店などと協力して民間での回収の推進に努めます。また、役場などの公的施設での拠点回収の拡大に努めます。

○廃食油(使用済のてんぷら油)を回収し、燃料として再利用する取組の普及・拡大について検討します。

## ②事業系ごみのリサイクルの推進

業界団体や商工団体等と連携・協力し、中小事業者を対象とした事業系廃棄物(資源古紙等)の回収ルート確保などを図り、事業系ごみのリサイクルを推進します。

また、スーパー等の小売店からの食品残渣、飲食店からの厨芥類など、事業系の食品廃棄物については、できるだけ事業者によるリサイクル等を推進し、本町のごみ処理施設に搬入しないよう指導します。

## ③リサイクル製品の利用拡大

リサイクルによる循環資源の有効利用を推進するためには、入口(資源物の収集)だけでなく、出口(再生資源の利用先の確保)が必要です。

このため、再生資源やリサイクル製品の利用推進に向けて、行政において環境への負荷ができるだけ少ないリサイクル製品の利用(グリーン購入)を率先して行います。また、町民や事業者に対して、再生品や環境保全型商品(エコマーク商品等)の情報提供を行い、再生品の利用拡大、詰替利用が可能な製品の購入などを呼びかけます。

## (4) 環境教育・意識啓発の推進

これまでと同じ生活や事業活動を続けている限り、ごみの排出状況も変わりません。

ゼロ・ウェイスト社会に向けて、町民や事業者の日常のライフスタイルやビジネススタイルの見直しと、一人一人の価値観の転換が必要です。

本計画では以下の施策を展開することにより、ライフスタイルやビジネススタイルの見直しを目指します。

### ①効果的な情報提供

広報紙での記事の掲載、チラシの配布、ホームページの活用などにより、ごみの分別徹底やリサイクルの推進に向けた情報提供を積極的に推進します。

また、町民や事業者がごみの減量やリサイクルに関心を持つことができるよう、情報提供のあり方を工夫します。情報提供に際しては、わかりやすいことを念頭におき、より効果的な内容となるよう努めます。

この他、将来的な高齢化の進行や高齢者の増加などが予想されるため、高齢者にもわかりやすいパンフレットなどを通じた広報活動や情報提供を充実し、現状以上にごみの分別が推進されるよう努めます。

### ②環境教育の推進

ゼロ・ウェイスト社会を推進するため、一人一人のレベルでのライフスタイルやビジネススタイルの見直しに向けた環境教育の推進に努めます。

このとき、多くの対象者への環境学習の機会を創出することが必要であることから、地域の自治会・町内会等と連携した講座や説明会などで、ごみの減量・リサイクルの情報を提供し、町民や事業者の協力を求めています。

また、特に子供に対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうため、今後も学校での環境教育・環境学習を継続します。

### ③意識啓発の推進

町民や小中学生に対するごみ処理施設見学会などの機会を増やし、ごみ処理の現状や課題の周知とゼロ・ウェイストに向けた意識啓発を図ります。

また、町民や事業者からごみの減量・リサイクルに関する自発的な取組、アイデアなどを募集し、広報紙やホームページに掲載することにより、取組の周知と実践の推進を図ります。

この他、地域の行事やイベント等を活用し、地域のリサイクル活動や美化運動などが積極的に行われるよう働きかけます。

## 5 適正なごみ処理事業の推進【収集・運搬計画、処理・処分計画】

### (1) 適正な収集・運搬

将来における高齢化・人口減少に適切に対応するため、作業効率や費用対効果の高いごみの収集・運搬体制を構築する必要があります。

こうした状況を踏まえ、本計画では以下の施策を展開することにより、今後も適正な収集・運搬体制を維持し、町域における衛生的かつ快適な生活環境を確保します。

#### ①効率的な収集・運搬の継続

計画収集区域は、これまでと同様、町の全域とします。

ごみの収集・運搬は、ごみ排出から最終処分に至る一連のごみ処理の過程において、町民と行政が接する場でもあるため、今後も安全や衛生に配慮して効率的に実施することにより、清掃行政全体のイメージアップを図ります。

また、高齢者や障がい者等の在宅支援を図るため、平成 28 年度(2016 年度)から「川島町ふれあい戸別収集」サービスを開始しましたが、この他にも、行政サービス向上の観点から、町民に対してきめ細かな対応を行えるよう、以下に示す事項を検討します。

○ごみの分別区分と出し方は、町民へのサービス向上や収集・運搬の効率などの観点から適宜見直しを行います。

○生活系ごみの排出量は、人口減少などに伴い、将来的に減少傾向で推移すると予測されるため、収集頻度は今後の動向を踏まえた上で適宜見直しを行います。

○経費の削減に向けて効率的なごみ収集を行うため、ごみ集積所の設置数・設置場所について適宜見直しを行います。

#### ②ごみ集積所の適正な管理の継続

ごみ処理に関して、ごみ集積所は町民と行政の接点となる場所であるため、清潔で安全かつ適正な管理ができるよう、自治会・町内会等との連携・協力による管理体制を強化します。また、美観や衛生等のため、地域住民に対して適正な指導・広報等を行います。

この他、ごみ出しルールの遵守徹底のため、広報やチラシ、ホームページ等を活用して町民に対するPRや意識啓発を行います。ごみ出しルールを守らない地域や住居に対しては、本町の職員が直接、指導を行います。

### ③安全なごみ収集の継続

不燃ごみに危険ごみ（スプレーかん、カートリッジ式カセットボンベ、ライター等）が混入することにより、ごみ収集車両の火災事故が発生する可能性があるため、町民に対して、ごみの分別徹底を実践させ、収集作業時の安全確保に努めます。

また、収集・運搬業者に対しては、収集作業時における安全や衛生への配慮に加え、騒音や悪臭など生活環境への影響を及ぼさないよう適正な指導を行います。

### ④人口減少・高齢化への対応

将来的な人口減少・高齢化への対応と、行政サービス向上の観点から、以下に示す事項について、本計画策定後も検討を継続します。

○高齢世帯（高齢者の単独世帯、高齢夫婦のみの世帯）や障がい者・要介護者のいる世帯を対象とした収集のあり方について検討を継続します。

○将来的な人口減少や高齢化の進行に対応するため、より効率の高いごみ収集方法のあり方について検討を継続します。

○高齢化の進行に伴う在宅医療や在宅介護の増加により、家庭からの医療系廃棄物が増加することが予想されます。医療系廃棄物は、一般のごみと区別して処理・処分する必要があるため、医療関係機関や関係部署と連携を図り、適正な収集・処理を行えるよう、情報収集及び必要な対策について検討を継続します。

## (2) 適正な処理・処分

本町において、可燃ごみは川島町環境センターの焼却施設で焼却処理され、処理後の焼却残渣は民間業者により資源化しています。

不燃ごみ等及び粗大ごみは、収集・搬入後、川島町環境センターの不燃物処理施設で破碎・選別処理され、可燃残渣は焼却施設で焼却処理、不燃残渣や金属類等は資源回収業者に引き渡して資源化しています。

今後も、資源化を委託している業者などとの連携・協力の下で、適正な処理・処分を継続していきます。

こうした状況を踏まえ、本計画では以下の施策を展開することにより、今後も排出されたごみを安全かつ適正に処理していきます。

### ①安全かつ適正な中間処理の継続

安全かつ適正な中間処理は、環境負荷の削減の他、ごみ処理経費の削減にもつながるため、今後も適正なごみ処理に努めます。

川島町環境センターの焼却施設は、適切な点検・管理の下で運転していますが、竣工後40年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。また、近年では焼却処理量が減少傾向で推移していますが、炉への負担軽減に向けた対応が必要となってきています。

このような状況を踏まえ、今後も安定した焼却処理を継続するためには、引き続き、焼却処理量の削減に向けたごみの減量化・資源化の対応が必要です。

これらの対応に加え、焼却処理時の安全確保と処理施設の故障防止のためにも、分別徹底によるごみの減量化と異物除去に努めます。

### ②資源化量の増加

現在、回収した資源ごみは、資源回収業者に委託して資源化していますが、今後も優れた資源化技術を有する業者との連携強化による効率的なリサイクル体制の継続に努め、経済性・効率性に配慮したリサイクルを推進します。

### ③災害廃棄物の処理

町では、平成31年(2019年)3月に、「川島町災害廃棄物処理計画」を策定していますが、災害時に発生する廃棄物の処理や、災害によるごみ処理施設の被災などにより、一時的に通常のごみ処理が不可能になった場合に備えて、近隣自治体との連携体制を構築する必要があります。

また、大規模な地震や水害などの災害時に大量に発生することが想定される災害廃棄物について円滑かつ適正に処理できる体制を整備します。このとき、大規模な災害発生後は、ごみの仮置き、一時保管場所の確保が必要となるため、公共用地を活用した仮置き場の確保を図ります。

#### ④ごみ処理施設の整備

令和2年(2020年)3月末での埼玉中部資源循環組合の解散により、組合が建設に向けて準備していた新ごみ処理施設は白紙となりました。

このことから、施設の老朽化が進んでいる本町では、新たなごみ処理施設の整備は重要課題であり、様々な角度から広域処理の枠組みや新たなごみ処理技術の導入、民間事業者の活用などを早急に進めていきます。

## 6 ゼロ・ウェイスト(ごみゼロ)推進のための取組

本町は、町民、事業者との連携・協力の下で、以下の取組を重点的に推進することにより、今後も引き続きごみの減量化・資源化に努め、本計画で掲げた将来の目標の達成を目指します。

### リデュース:Reduce

ごみの発生を減らす



### リユース:Reuse

ものを繰り返し使う



### リサイクル:Recycle

ものを資源として再利用



● 3Rの取組を推進しましょう。

## (1) 町民との連携による取組

### ①食品ロス削減運動の推進

他地域での報告によると、生ごみの10%は賞味・消費期限切れなどによる未利用食品の廃棄といわれています。

生ごみの減量に向けて、未利用食品を出さない、安いからと言って買いすぎない、料理は適量を作る、食べ残しをしないなどを心がける運動の広報・啓発を強化します。



● 生ごみを減らす工夫をしましょう。

### ②生ごみの水きり徹底

他地域での報告によると、生ごみは水切りを徹底することで10%減量できるといわれています。

本町でも台所での水切り徹底を心がけるよう広報・啓発を強化します。



● 生ごみをごみとして出す場合には、水切りを徹底しましょう。

### ③生ごみの自家処理の推進

生ごみの自家処理の推進に向けて、処理後の堆肥を地域の花壇整備で有効利用するなど、ごみ処理以外の他の分野を含めた地域全体での取組について検討します。



● 生ごみは自宅で堆肥化するなど、できるだけ自己処理しましょう。

#### ④容器包装類の資源回収量の増加

本町では、容器包装類（紙製・プラ製）は資源ごみとして指定されています。

しかし、容器包装類（紙製・プラ製）は、可燃ごみ中への混入が多い、道端などへのポイ捨てが多いなどの問題が報告されているため、資源回収量を増加させるための取組について検討します。



●容器包装類（紙製・プラ製）は資源ごみとして出しましょう。

#### ⑤資源古紙の拠点回収

第三次産業への就業者の増加などに伴いライフスタイルの多様化が進んでおり、指定日に合わせたごみ出し（特に資源となるごみの排出）が困難と考えている町民が増えている可能性があります。

資源古紙の回収量の増加に向けて、公民館や集会所などの公的施設を活用した拠点回収の実施などを検討します。

#### ⑥レジ袋削減の取組

可燃ごみ中にレジ袋やビニール袋が多く混入していることが報告されているため、これらの削減に向けて町民、事業者との連携・協力の下、買物時のマイバッグ利用を推進します。また、商品に対する簡易包装も併せて推進します。



●マイバッグ利用を推進し、レジ袋の削減に努めましょう。

#### ⑦店頭回収の推進

発泡トレイ、ペットボトル、紙パック、缶等の容器包装については、スーパー等の販売店での回収を推進します。このため、協力店舗の拡大、回収品目の増加などについて事業者の協力を呼びかけます。また、店頭回収を推進・拡大するため、各種のキャンペーンやPRを事業者とともにを行います。



●スーパー等での店頭回収に協力しましょう。

## ⑧ごみ減量、分別の徹底について広報・啓発の強化

家庭でのごみ減量と資源ごみの分別徹底に取り組んでもらうため、町民に対する広報・啓発を強化します。

広報・啓発に際しては、同じ内容を繰り返すのではなく、重点的にPRする内容（資源古紙、容器包装、生ごみ等）を定期的に変更し、ごみ減量や分別の取組に変化や適度の緊張感を持たせたりするなどの工夫を行います。



● 日常の暮らしの中でごみ減量を意識しましょう。

## ⑨ごみ減量チェックリストの作成・配布

家庭でのごみ出しは、日常の習慣として特に意識せず行われていることがほとんどであるため、「ごみ減量チェックリスト（仮称）」を作成・配布することを検討します。

このチェックリストは、各家庭のごみ置き場や台所などに貼ってもらい、ごみ出し時に資源の分別等を意識してチェックできるようにするものです。



● ごみの分別区分に従い、ルールやマナーを守ってごみ出しをしましょう。

## ⑩ごみ出しルール・マナーの徹底

一般に、環境保全の意識の高い地域は、環境保全の取組も積極的に行われていることが報告されています。具体的には、ごみ集積所が適正に管理され、ごみ出しルール・マナーが遵守されている地域は、ごみの減量化・資源の分別徹底が進んでいると言われています。

このことから、町内会や自治会・地域のリーダーなどとの連携、巡回パトロールの強化など、ごみ出しルール・マナーの徹底に向けた各種の取組を推進・展開します。

また、ごみ出しルール・マナーが遵守されている地域は、地域社会が健全に維持されている地域であることも報告されているため、地域社会の活性化や地域住民の結びつきの強化等に向けて、各種の取組を検討します。



● 学校や町内会など、地域の資源回収に積極的に協力しましょう

## (2) 事業者との連携による取組

### ①事業系生ごみの減量

事業系ごみ全体の減量のためには、事業系の生ごみの減量が有効です。

このため、生ごみを多く輩出する事業者に対して、生ごみを自己処理するよう指導します。また、生ごみの資源化に向けて、食品リサイクル業者を紹介します。



- 生ごみを地域の花壇整備などで使用することを検討しましょう。

### ②事業者やNPOとの連携による生ごみの活用

事業系の生ごみは、一定の量・性状の生ごみを確保しやすいため、家庭から排出される生ごみよりも資源化しやすいと報告されています。

このため、農業団体やNPOなどと連携し、生ごみを活用した資源循環システムを構築することを検討します。具体的には、生ごみ堆肥を活用した農産物や生ごみ飼料を使用した畜産物などを町が購入して、学校での給食や病院、福祉施設等での食事に利用するなど、生ごみの「資源」としての利用先を確保することで、事業者による生ごみの自主的な活用を推進するものです。



- 生ごみを堆肥として農地で使用することを検討しましょう。

### ③中小事業所による事業系ごみの共同排出

中小事業所の場合、「共同排出」を行うことで、ごみ処理に際してのスケールメリット（ごみ処理単価の軽減、資源回収量の増加等）を活かすことが可能となるため、共同排出の実施に向けた広報・啓発を強化します。



- オフィス古紙のリサイクルを推進しましょう。

### ④小規模事業所を対象とした事業系資源の拠点回収

小規模事業所の場合、まとまった量の資源ごみを定期的に排出して資源回収業者に委託することがそもそも困難であると考えられるため、公的施設などを活用した事業系資源（特に資源古紙）の拠点回収の可能性について検討します。

### ⑤処理施設での搬入物検査

川島町環境センターに搬入される事業系ごみの中身を検査し、資源となるごみの混入が多い場合には、搬入を拒否します。

また、不適正な搬入があった場合には、搬入業者に対して指導を行い、搬入業者を通

して排出事業者が資源となるごみの分別と適正排出の推進を呼び掛けます。

#### ⑥ごみ処理手数料の改定と資源化業者の紹介

本町では、令和元年10月から事業系ごみの処理手数料を250円/10kgに引き上げました。

事業系ごみの適正な処理を推進するためにも、定期的に処理手数料の改定を検討することとします。

また、改定と併せて排出事業者に対して資源ごみや食品残渣などの回収・資源化業者を紹介することで、減量化・資源化を推進します。最近では、機密書類やシュレッダー紙でも回収・資源化できる業者が増えており、施設で「ごみ」として処理される量の減少に向けて、適切な業者を紹介します。

#### ⑦ごみ減量、分別の徹底について広報・啓発の強化

事業所でのごみ減量と資源ごみの分別徹底に取り組んでもらうため、事業者に対する広報・啓発を強化します。

#### ⑧ごみ減量チェックリストの作成・配布

中小事業所等を対象に「ごみ減量チェックリスト（仮称）」を業種別に作成し、各事業所に配布することを検討します。

このチェックリストは、各事業所でのごみ出しに時に資源の分別等を意識してチェックできるようにするものです。

#### ⑨ごみ減量・資源化の取組事例の広報・PR

他地域での報告によると、中小事業所等では、ごみ減量化・資源化の方法がそもそもわからないというケースが多いことが報告されています。

このため、町のホームページでの情報提供や、業界団体などへの連絡等を通じて、ごみ減量・資源化の取組事例の広報・PRに努めます。

#### ⑩ごみ減量・資源化に困窮している事業所への指導

事業所においてごみ減量・資源化に困窮している場合、町の方で相談を受け付けていることをPRし、積極的に指導を行います。また、必要に応じて職員に事業所への訪問指導などを行います。

## **第3章 生活排水処理基本計画**

# 第 1 節 生活排水処理の現状と課題

## 1 生活排水処理の概要

本町の公共下水道は、10市3町(川越市、吉見町等)の下水を集めて処理する「荒川右岸流域下水道」に参加しています。

公共下水道が整備されている地域(主に市街化区域)では、住宅等からのし尿・生活雑排水(台所や洗濯・風呂などの排水)は、下水道を通して和光市にある新河岸川水循環センターに送られ、処理されています。

一方、公共下水道が整備されていない地域(主に市街化調整区域)では、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿の汲取りにより、し尿・生活雑排水の処理が行われています。合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽、し尿の汲取りからのし尿及び汚泥は、本町の川島町環境センター(し尿処理施設)で処理しています。

単独処理浄化槽を設置している世帯やし尿の汲取りをしている世帯では、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されるため、河川等の水質汚濁の原因となっています。

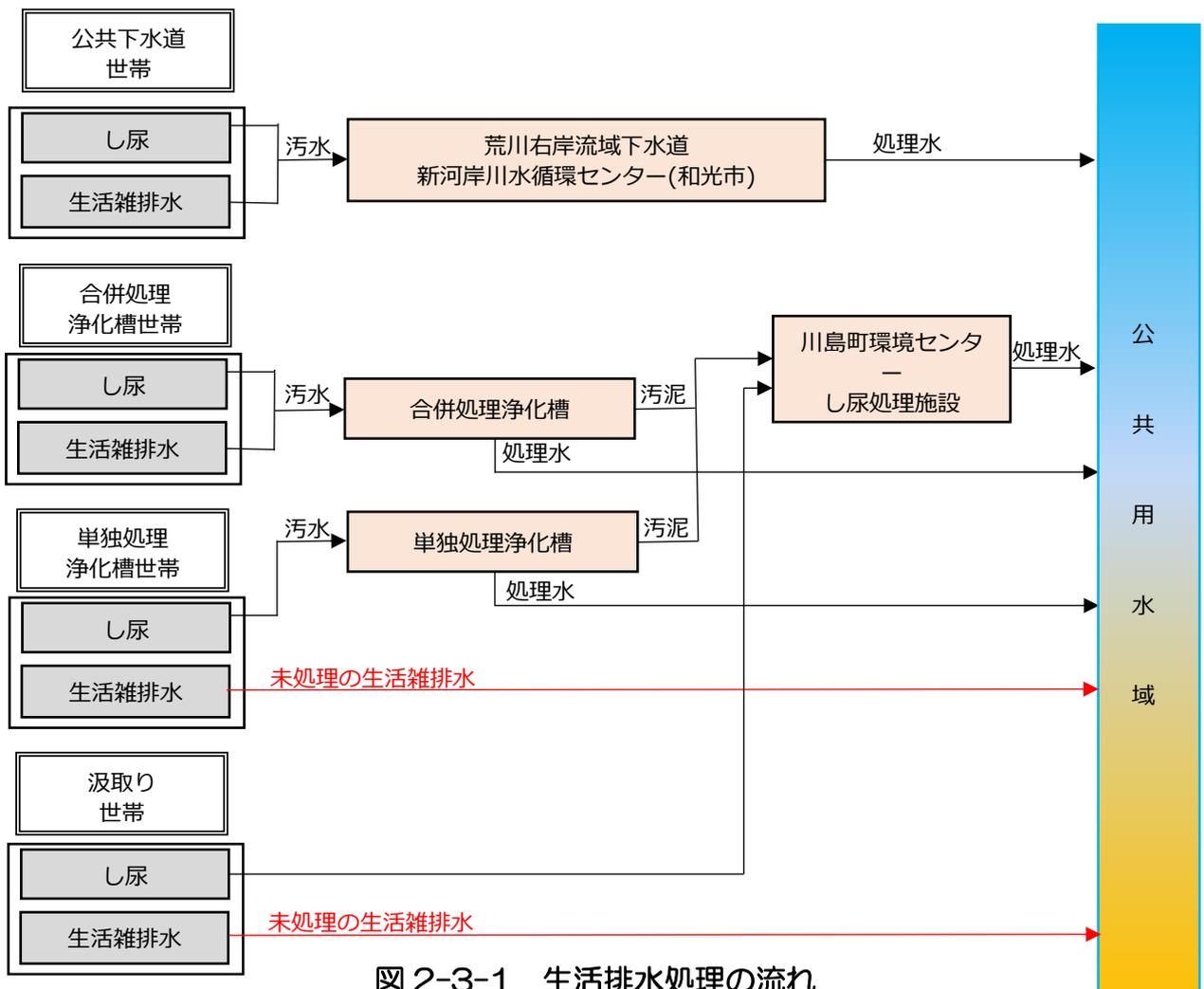


図 2-3-1 生活排水処理の流れ

## 2 生活排水処理施設の状況

### (1) 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体を下表に示します。

表 2-3-1 生活排水の処理主体

生活排水処理施設	処理対象物	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	県
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人・事業者
単独処理浄化槽	し尿	個人・事業者
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	町

### (2) 下水道事業の概要

本町では、汚水管は流域下水道に接続し、荒川右岸流域下水道に参加しています。

荒川右岸流域下水道の計画処理区域は、埼玉県南西部であり、当初は、川越市、所沢市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町を計画処理区域として、昭和 46 年度に事業着手しました。

その後、昭和 50 年度に本町(川島町)、昭和 60 年度に吉見町を編入し、現在は 10 市 3 町を計画処理区域としています。

表 2-3-2 荒川右岸流域下水道の概要(平成 30 年度末現在)

項目	具体的内容
計画処理区域	10 市 3 町： 川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町
全体計画	処理面積：3 万 777ha 処理人口：約 157 万 4,000 人 計画汚水量：1 日最大 78 万 9,900 m <sup>3</sup>
下水道普及率	92.0% ※県平均の 81.2%を大きく上回っています。
処理施設	(1)新河岸川上流水循環センター(川越市) ・川越市から旧滝ノ下終末処理場の移管を受け、平成 18 年 4 月から流域下水道の処理場として処理を開始。 ・汚水処理量：1 日平均約 4 万 6,000 m <sup>3</sup> (平成 30 年度実績) ・水処理方式：1 系列 標準活性汚泥法 3 系列 窒素やリンも除去できる高度処理対応  (2)新河岸川水循環センター(和光市) ・昭和 56 年 4 月から和光市と志木市の一部の下水を受け入れ、処理を開始。 ・汚水処理量：1 日平均約 51 万 m <sup>3</sup> (平成 30 年度実績) ・水処理方式：1~4 系列 標準活性汚泥法 5 系列 リンや窒素も除去できる高度処理対応

# 荒川右岸流域下水道

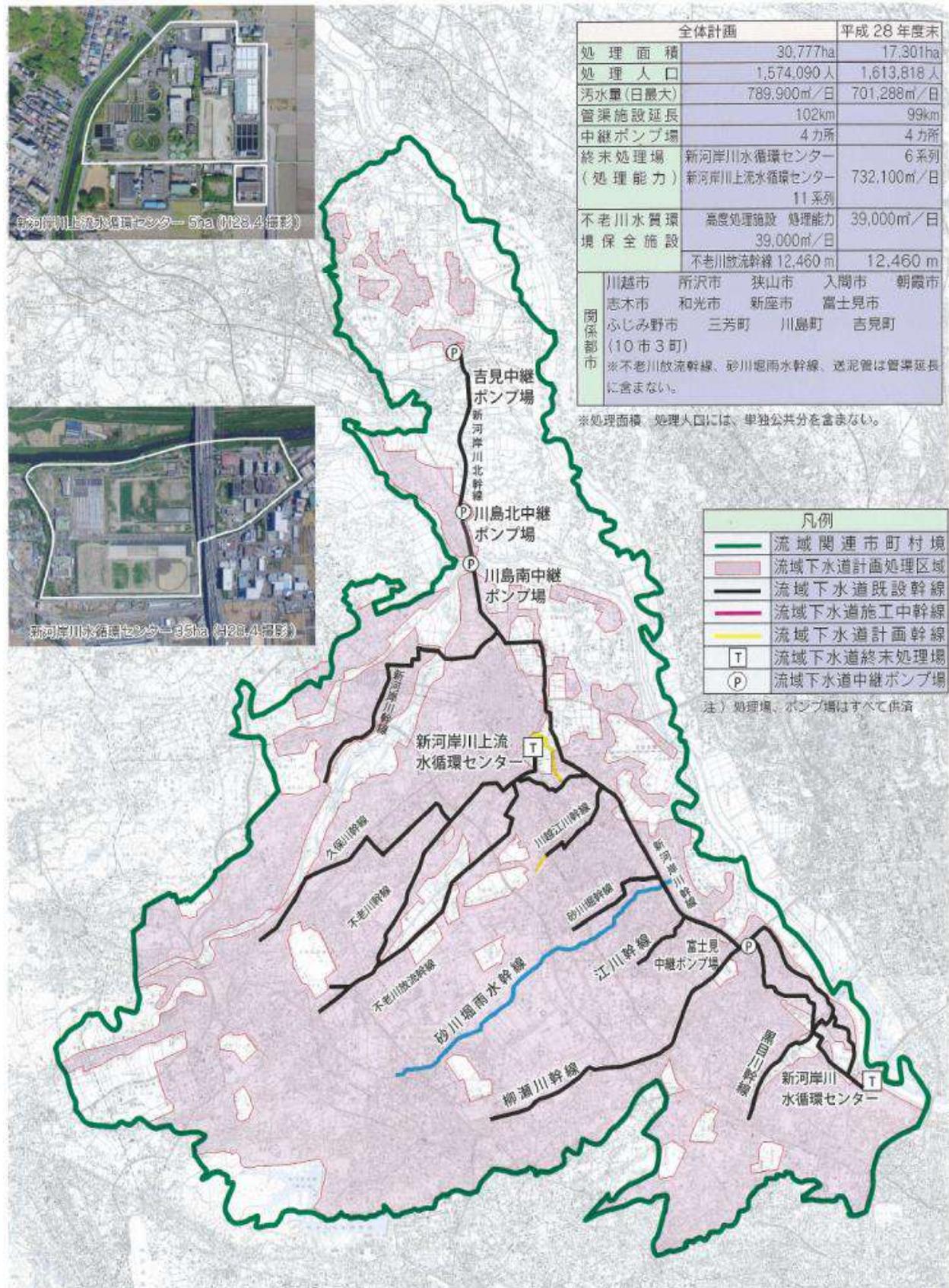


図 2-3-2 荒川右岸流域下水道の概要

### (3) 生活排水処理施設の概要

本町が所管する生活排水処理施設としては、町域から収集したし尿・浄化槽汚泥を処理する川島町環境センター(し尿処理施設)を整備しています。

表 2-3-3 し尿処理施設の概要

項目	具体的な内容
処理施設	川島町環境センター(し尿処理施設)
事業主体	川島町
所在地	埼玉県比企郡川島町大字曲師370番地
処理方式	<p>膜分離高負荷脱窒素処理方式(サンドラ M システム)+高度処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水処理：高負荷、膜分離</li> <li>・汚泥処理：脱水、乾燥</li> <li>・資源化处理：</li> </ul> <p>平成 22 年度まで 堆肥化(感想汚泥肥料)<sup>※</sup> 平成 23 年度以降 脱水汚泥を焼却</p> <p>※乾燥汚泥肥料について 平成 10 年度から循環型社会の形成を目指して長く活用してきた乾燥汚泥肥料は、東日本大震災の影響により製品から放射性物質が検出されたため、製造を休止しました。 また、電気料金や燃料費が著しく高騰し、製造にかかる原価は平成 21 年度に 1 袋 1,480 円であったものが、平成 26 年度には 2,350 円となる見込みです(5 年間で約 1.6 倍と大幅にコストが増加しました)。このため、省エネルギーや費用対効果などを考慮し、平成 26 年度から、やむなく乾燥汚泥肥料の製造を取りやめました。</p>
処理能力	30 kl/日
処理水の放流先	安藤川
竣工	平成 10 年 3 月
敷地面積	7,295 m <sup>2</sup>

### (4) 町内の河川の水質

本町では、町内の小河川の汚濁状況を把握するため、越辺川、市野川、安藤川、横塚樋管、梅ノ木・古凍貯水池において水環境の調査を行っています。

これらの町内の小河川については、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及に伴い、水質の改善がみられます。

### 3 生活排水の適正処理のための施策

単独処理浄化槽設置世帯及び汲取り世帯では、生活雑排水を未処理のまま河川等に排出しているため、水環境に負荷を与え、水質汚濁の一因となっています。

本町では、町内の河川など公共用水域の水質保全のため、公共下水道や合併処理浄化槽での生活排水処理を推進しており、以下に示す各種の施策を展開しています。

#### (1) 小型合併処理浄化槽補助金

水質汚濁の防止のため、本町では市街化区域における下水道の整備とともに、市街化調整区域における小型合併処理浄化槽の設置を促進しており、小型合併処理浄化槽を設置する家庭に対して補助金を交付しています。

表 2-3-4 小型合併処理浄化槽補助金制度の概要

項目	具体的内容			
交付条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用住宅(併用住宅は居住部分の面積が2分の1以上を有するもの)について、新築により小型合併処理浄化槽を設置するとき</li> <li>・単独処理浄化槽や汲み取り槽を小型合併処理浄化槽に転換するとき(既存の住宅を増築、改築するときも含む)</li> </ul>			
補助金額 (令和元年度)	①戸別設置の場合			
		人 槽	新 設	転 換 <sup>※1</sup>
	5人槽	建物の面積 130 m <sup>2</sup> 以下	110,000 円	604,000 円
	7人槽	建物の面積が 130 m <sup>2</sup> 超	130,000 円	676,000 円
	10人槽	二世帯住宅	180,000 円	809,000 円
	※1 転換：改築を伴わない単独浄化槽及び汲取り槽からの転換(建築確認申請を伴わない)の場合。処分費の上限 60,000 円・配管費の上限 150,000 円を含みます。			
	②集団設置 <sup>※2</sup> の場合 上記①の金額に1基あたり4万円を加算。 ※2 集団設置：同一行政区において同一年度内に10世帯以上が設置する場合。			
備 考	補助金額は、令和元年度現在のものであり、国の基準額の変更等により変動することがあります。			

## (2) 川島町小型合併処理浄化槽維持管理補助金

本町では、補助対象区域において小型合併処理浄化槽を適正に維持管理した場合に補助金を交付しています。

表 2-3-5 川島町小型合併処理浄化槽維持管理補助金制度の概要

項目	具体的内容
対象地域	下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定により公示した供用開始区域を除く町内全域。
補助対象経費	申請を行う日の前日から過去 1 年間の保守点検費用及び法定検査費用。
補助金額 (令和元年度)	浄化槽の種類 5人～6人槽：12,000 円 浄化槽の種類 7人～9人槽：13,000 円 浄化槽の種類 10人槽：15,000 円
補助対象期間	申請日の前日から過去 1 年間に実施されたもの。

## (3) 川島町水洗便所改造資金融資あっせん

本町では、下水道の処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、その改造に要する資金の貸付けについて、町が金融機関に融資をあっせんすることにより、水洗便所の普及を図っています。

表 2-3-6 川島町水洗便所改造資金融資あっせん制度の概要

項目	具体的内容
融資のあっせんの要件	(1) 処理区域内の改造工事をしようとする建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。 (2) 処理区域の告示をした日から 3 年の期間内に改造工事を行う者であること。ただし、当該期間内に改造工事を施行することが困難であると町長が認めた場合はこの限りでない。 (3) 町税、下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。 (4) 借り受けた資金の償還について弁済能力を有すること。 (5) 確実な連帯保証人であること。
融資あっせん額	改造工事 1 件につき 50 万円を限度とし、1 万円を単位とします。ただし、特殊な事情により改造資金が 50 万円を超える場合は、町長が必要と認める額とします。
貸付金の償還	資金の貸付けを受けた月の翌月から起算して 36 箇月以内の元金均等(終回を除く)月賦償還とします。ただし、返済回数短縮又は繰上償還をすることができます。

## 4 生活排水の排出・処理の状況

### (1) 生活排水処理形態別の人口

平成 30 年度における本町の生活排水処理形態別人口をみると、公共下水道人口が 10,180 人(全体の 50.0%)、合併処理浄化槽人口が 7,230 人(同 35.5%)、単独処理浄化槽人口が 2,728 人(同 13.4%)、し尿収集人口が 223 人(同 1.1%)となっています。

平成 30 年度における本町の生活排水処理率(公共下水道、合併処理浄化槽により生活排水を処理している人口の比率)は 85.5%です。

本町の人口は、近年減少傾向で推移しており、それに伴い、公共下水道人口もほぼ横ばいで推移しています。また、合併処理浄化槽人口が増加したことにより、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口は減少傾向で推移しています。

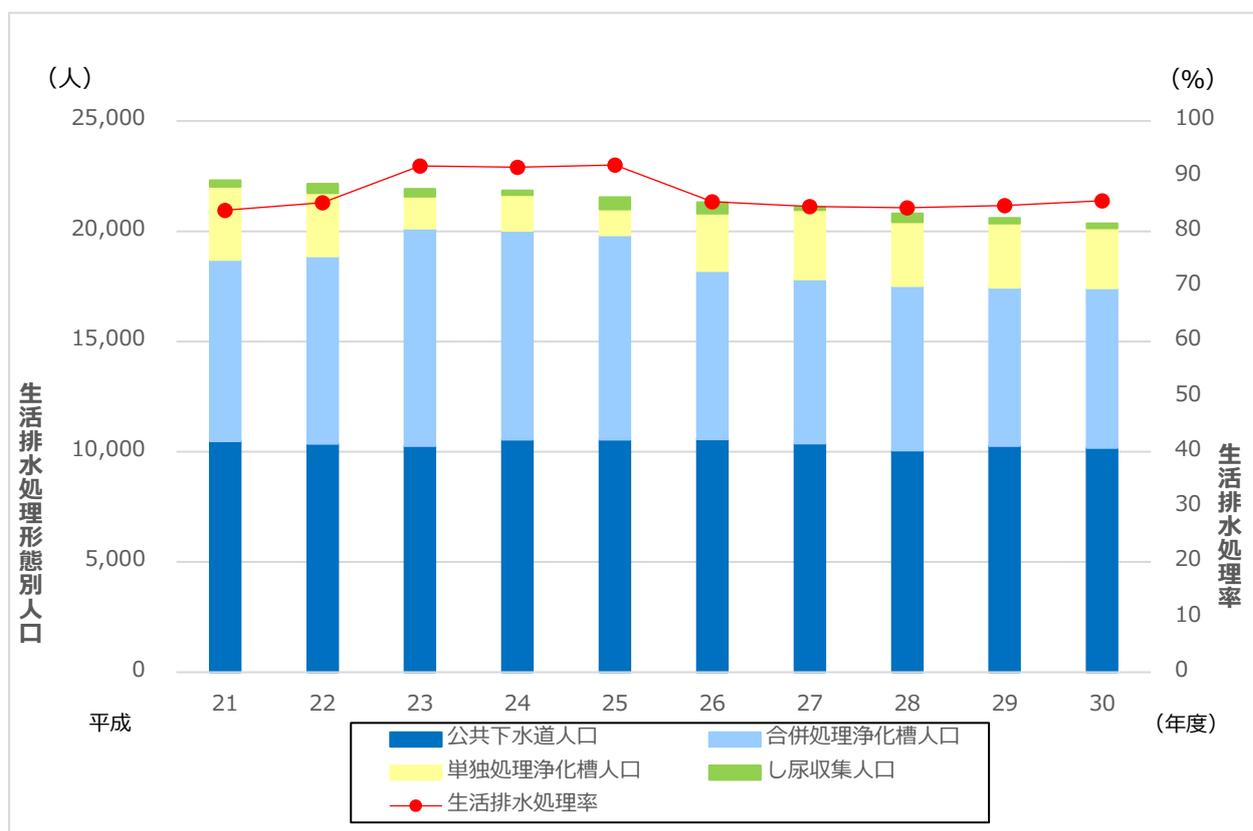


図 2-3-3 生活排水処理形態別人口の推移

## (2) し尿・浄化槽汚泥の処理量

汲取り便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽から発生するし尿・浄化槽汚泥は、許可業者により収集・運搬され、川島町環境センター(し尿処理施設)で処理しています。

平成30年度におけるし尿の処理量は234 kℓ、浄化槽汚泥の処理量は5,579 kℓ、合計5,813 kℓです。また、し尿・浄化槽汚泥の1日平均処理量は15.9 kℓ/日です。し尿・浄化槽汚泥の処理量は、合計、1日平均いずれもほぼ横ばいで推移しています。

平成30年度における1人1日平均処理量は、し尿が2.9ℓ/人・日、浄化槽汚泥が1.5ℓ/人・日です。近年、浄化槽汚泥はほぼ横ばいで推移しています。これに対し、し尿は工事現場の仮設トイレからの一時的な搬入量の増加などのため、年度による変動が大きくなっていることが特徴です。

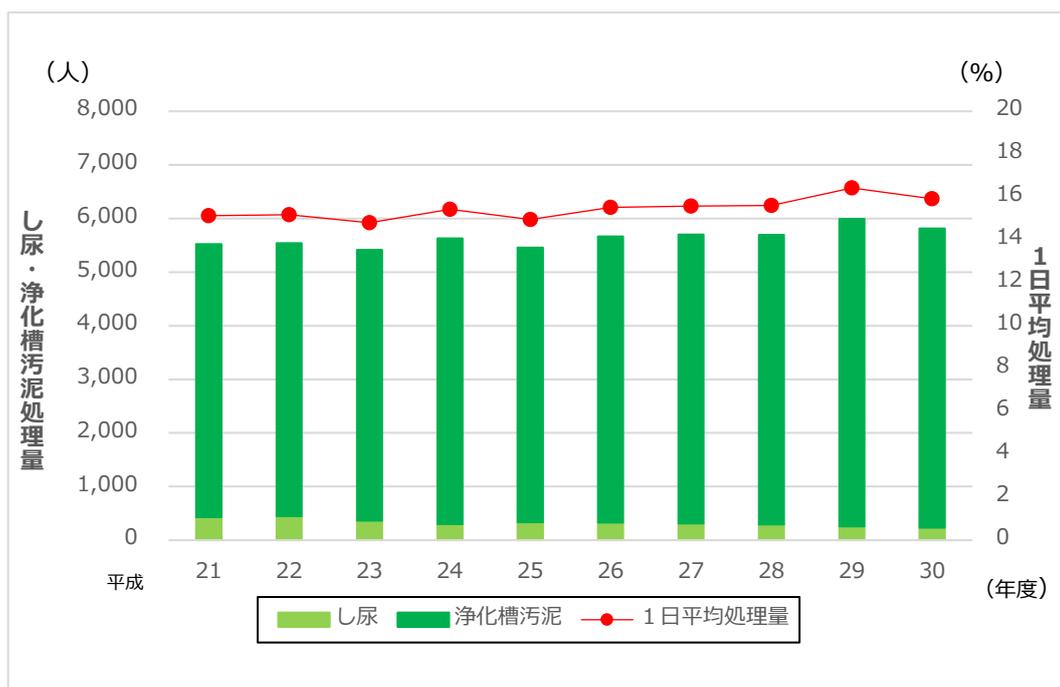


図 2-3-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

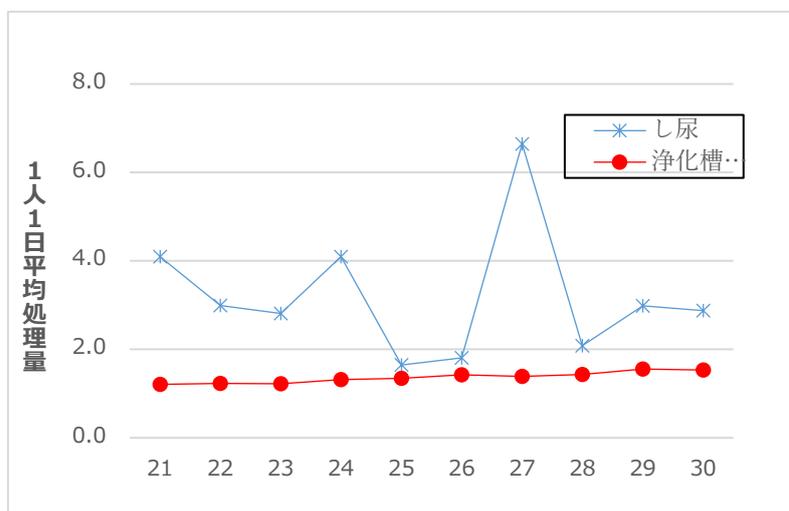
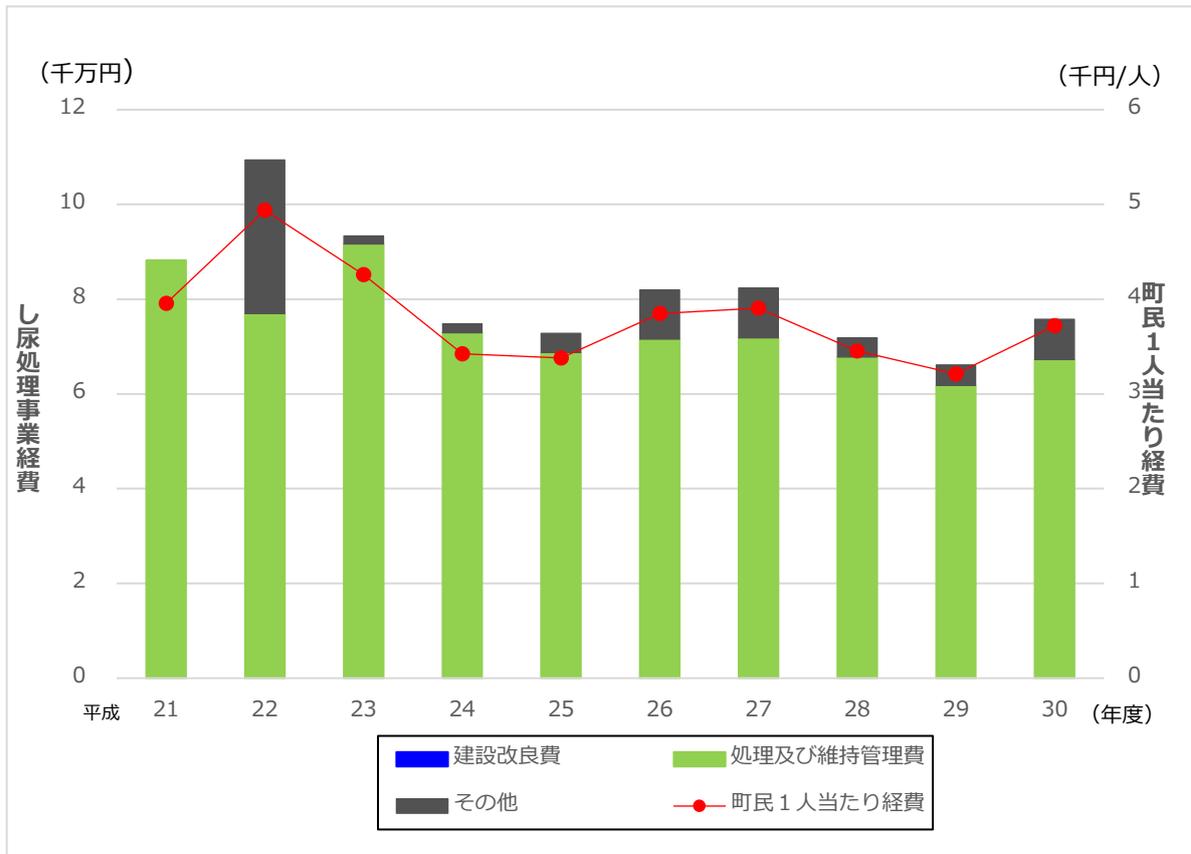


図 2-3-5 し尿・浄化槽汚泥の1人1日平均処理量の推移

### (3) し尿処理事業に要する経費

平成30年度のし尿処理事業経費は約7,572万円、町民1人当たりの経費は約3,700円です。

平成22年度以降、し尿処理事業経費、町民1人当たりの経費はいずれも大きく減少し、平成30年度現在においては、平成11年度の水準に戻っています。



注 1. し尿処理事業経費：各年度の「歳出額」

注 2. し尿処理事業経費の内訳：建設改良費、処理及び維持管理費、その他

注 3. 処理及び維持管理費の内訳：人件費、処理費、車両購入費、委託費、調査研究費等

出典：一般廃棄物処理実態調査(環境省)

図 2-3-6 し尿処理事業に要する経費の推移

## 5 生活排水処理の課題

### ・課題1 生活排水処理率の向上

公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などにより、生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域へ排出される量は、今後も減少していくものと予想されます。

しかし、町域における水環境の保全に向けて、地域特性に応じた効果的・効率的な生活排水処理施設の整備を行い、なお一層の生活排水対策を推進する必要があります。

このため、公共下水道認可区域では、公共下水道の整備推進と整備済の区域における接続率の向上を図ります。他の区域では、合併処理浄化槽の整備により、し尿汲取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

### ・課題2 合併処理浄化槽の適正な維持・管理

合併処理浄化槽は個別設置型の生活排水処理施設であり、維持管理が適正に行われないう限り、その処理性能を発揮することができません。

合併処理浄化槽は、原則として処理主体(この場合は主に個人)が維持・管理に努めることを原則としますが、処理主体が必ずしも維持・管理方法を熟知しているとは限らないため、今後も適切に指導を行い、合併処理浄化槽の適正な維持・管理に努める必要があります。

### ・課題3 し尿処理施設の適正な維持・管理

し尿・浄化槽汚泥の処理施設については、現時点では特に問題はないため、今後も適正運転・適正処理を継続しながら、現行のシステム・体制の維持を図ります。

公共下水道の整備等と併せて、し尿汲取りを行っている世帯や単独処理浄化槽を使用している世帯の減少に伴い、将来的にし尿・浄化槽汚泥の減量が予測されるため、将来における処理施設の適正な運営や維持・管理のあり方について検討する必要があります。

また、この場合のし尿・浄化槽汚泥の効率的な収集・運搬方法などについても検討する必要があります。

## 第 2 節 生活排水処理量の予測

### 1 生活排水処理量の予測方法

現状の生活排水処理を取り巻く状況が将来も継続する場合に、生活排水処理量がどのように推移するかを予測しました。

このとき、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置が今後も継続して行われ、単独処理浄化槽やし尿汲取りからの転換が進むものとした。

### 2 生活排水処理形態別の人口の予測結果

本町は、将来的に人口が減少することが予測されていますが、単独処理浄化槽人口、汲取り人口が減少傾向で推移することに伴い、生活排水処理率は緩やかに増加傾向で推移します。

生活排水処理率は、令和 7 年度は 87.3%(平成 30 年度から 1.8 ポイント増加)、令和 11 年度は 87.5%(同 2 ポイント増加)と予測されました。

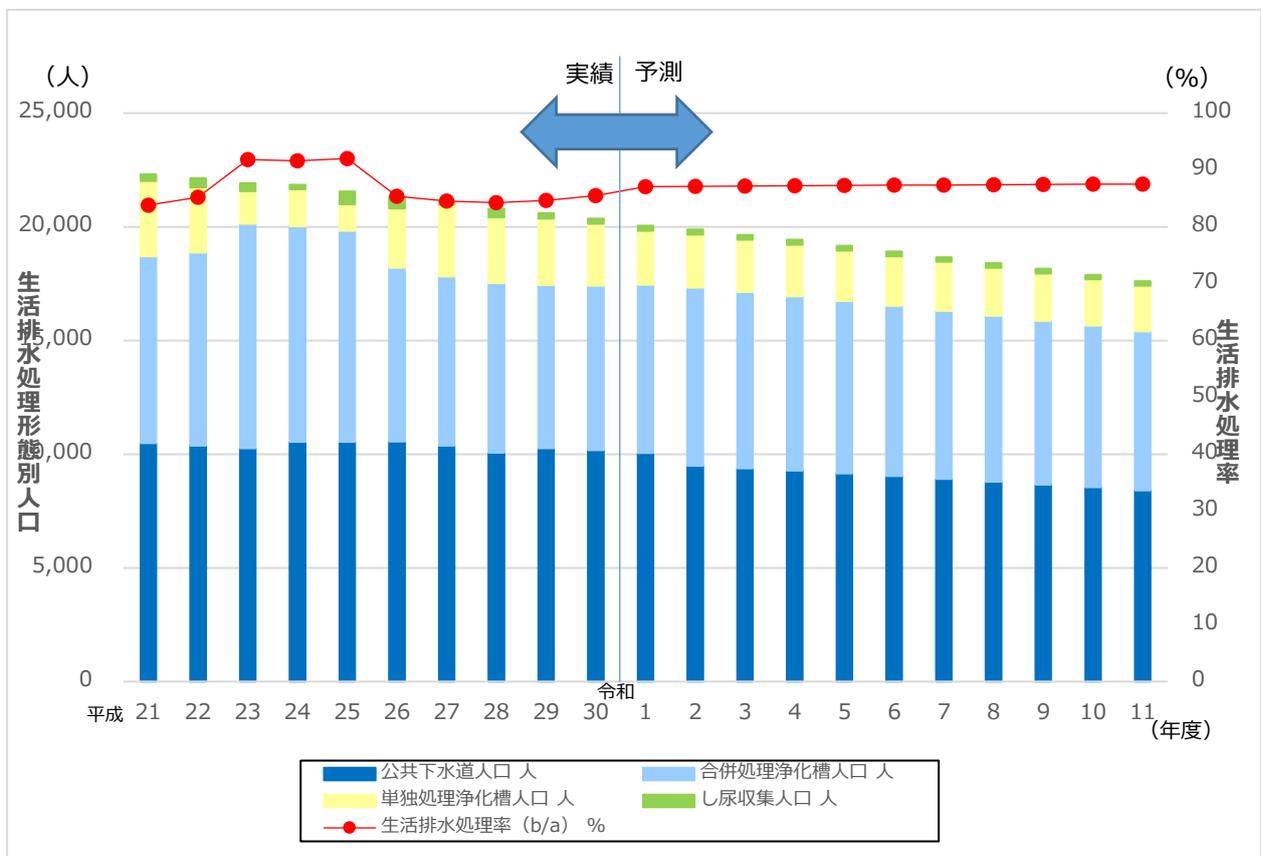


図 2-3-7 生活排水処理形態別人口の予測結果

### 3 し尿・浄化槽汚泥の処理量の予測結果

し尿・浄化槽汚泥の処理量は、合計、1日平均のいずれも減少傾向で推移します。

し尿・浄化槽汚泥の収集量の合計は、令和7年度は5,432 kl(平成30年度から6.5%減少)、令和11年度は5,220 kl(同10.2%減少)と予測されました。

また、1日平均処理量は、令和7年度は14.9 kl/日(平成30年度から同6.3%減少)、令和11年度は14.3 kl/日(同10.1%減少)と予測されました。

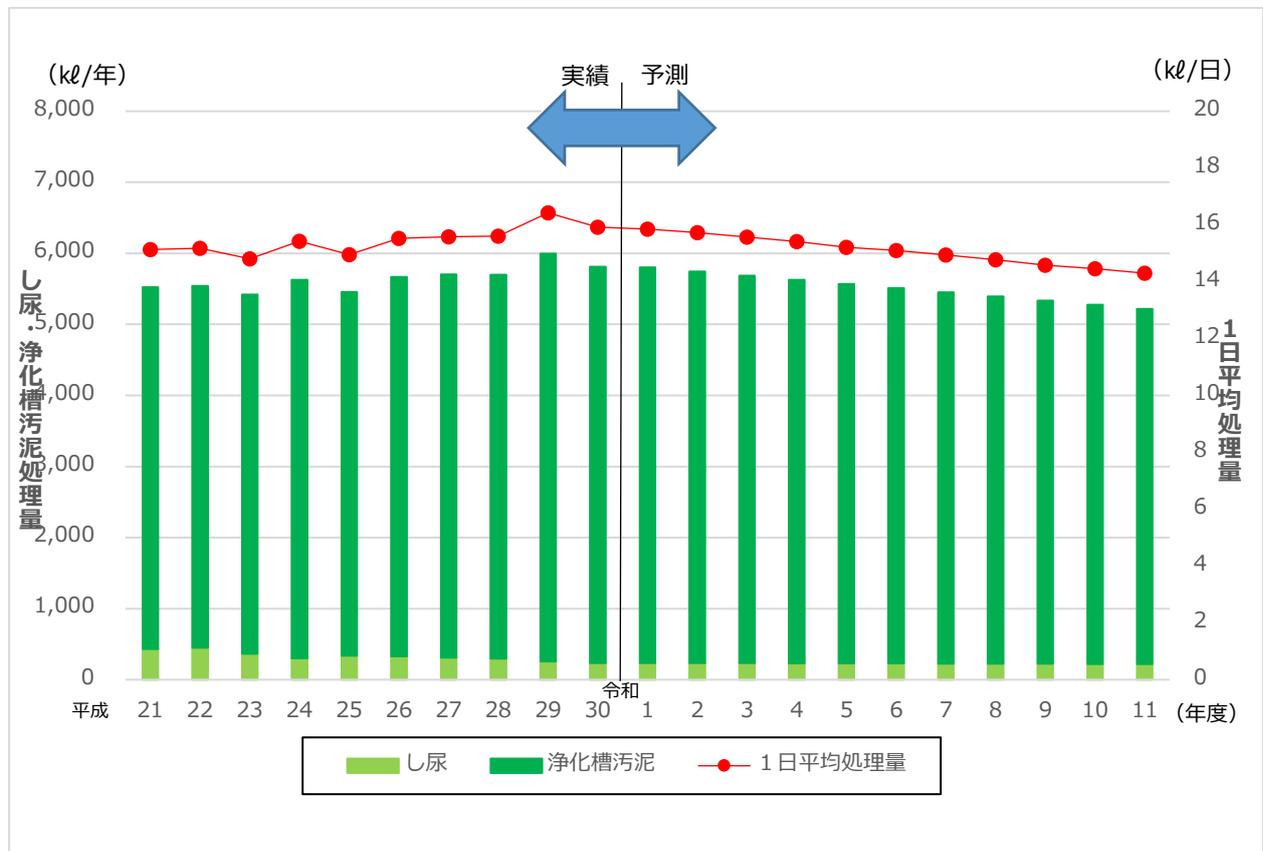


図 2-3-8 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測結果

## 第3節 生活排水処理基本計画

### 1 基本理念と基本方針

本町は、四方を河川に囲まれた地形をしており、良好で快適な生活環境の確保のためには、河川の水質汚濁の防止に努めることが必要です。

本町は、河川水質の監視に努めるとともに、公共下水道の整備や浄化槽設置整備事業の推進など生活排水の適正処理を進め、河川などに流出する負荷を削減することにより、水質汚濁の防止に努めてきました。この結果、河川水質が環境基準を達成し、良好な状態を維持していることや、生活排水処理率が着実に向上していることなどにより、本町において、生活排水に関する取組は一定の成果を収めたと評価できます。

本計画では、これらのことを踏まえて、計画の基本理念を以下のとおり定め、今後も適正な生活排水処理事業を継続していくことを目指します。

#### 【基本理念】

**適正な生活排水処理事業を継続し、  
豊かな自然環境と快適な生活環境を未来に伝えます。**



#### 【基本方針】

##### ①生活排水処理施設の整備と 適正処理の推進

○地域特性に応じた生活排水処理施設の整備により、生活排水の適正処理を継続して推進します。

○し尿・浄化槽汚泥については、川島町環境センター（し尿処理施設）での適正処理を継続します。

##### ②水環境の保全のための 意識啓発の推進

○町民及び事業者と連携・協力のもと、公用水域への汚濁負荷削減のための取組を推進します。

### 2 数値目標

令和11年度における生活排水処理率90%を目指します。

### 3 生活排水処理基本計画

#### (1) 生活排水処理形態別の人口

平成 30 年度現在、本町の生活排水処理率は 85.5%です。

将来的には、家庭から排出される生活雑排水を生活排水処理施設で処理すること（生活排水処理率 90%）を目標として、地域特性に応じて効率的・計画的に生活排水処理施設を整備していきます。

○公共下水道の整備が完了している区域において、未接続の家庭に対しては、早期の接続を指導することにより、生活雑排水の適正処理を推進します。

○公共下水道の処理対象区域外で、単独処理浄化槽を使用している家庭や汲取りを行っている家庭に対しては、合併処理浄化槽への転換を指導することにより、生活雑排水の適正処理を推進します。

#### (2) 生活排水対策の推進

今後も本町の豊かな水環境を保全していくためには、町、町民、事業者が相互に連携・協力することにより、各種の取組を推進していく必要があります。

町民、事業者は、整備済の公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換など、生活排水の適正な処理に努めることに加え、洗剤使用量の抑制や風呂の残り湯を洗濯や庭の散水などに使用するなど、家庭や事業所から排出される生活雑排水による汚濁負荷の軽減のための取組が必要です。

このため、本計画では以下の施策を展開することで、生活雑排水対策を推進します。

○生活雑排水が水環境に及ぼす影響について町民一人一人が認識し、汚濁負荷の軽減に努めるよう広報・啓発活動を展開します。

○町ホームページや広報紙、パンフレット等により、水環境の現状や水質保全の取組についての情報を広く提供します。

○生活雑排水の対策は、河川等の水質保全だけでなく、身近な水路・側溝等の水質改善による生活環境の改善・美化にもつながるため、町民に対して各家庭での汚濁負荷の軽減のための取組を進めることの大切さについての啓発を今後も継続します。

## 4 し尿・浄化槽汚泥処理基本計画

### (1) 適正な収集・運搬

本計画での収集・運搬の範囲は、町内全域とします。

また、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者が実施します。

今後、人口の減少などに伴い、し尿・浄化槽汚泥の収集量の減少と収集範囲、収集頻度の変化などが想定されるため、車両・人員の合理的な配置、収集経路の適正化を図るよう許可業者に指導を行い、効率的な収集・運搬体制を維持します。

### (2) 適正な処理の継続

町内から発生したし尿・浄化槽汚泥は、これまでどおり、川島町環境センター（し尿処理施設）に搬入して処理します。

今後、処理対象のし尿・浄化槽汚泥の搬入量の減少が想定されることから、これらに対応した施設の運営・維持管理を行い、今後も適正かつ安定的な処理の継続に努めます。

### (3) 災害対策の強化

震災や水害などの災害により、避難所や仮設住宅などから多量のし尿が排出される場合に備えて、県や近隣自治体・関係機関などとの協力体制を構築します。

また、災害時には、収集・運搬、処理の一連の過程において、適正かつ迅速な対応ができるよう、県や近隣自治体・関係機関などと連携を図ります。

## 5 生活排水対策の推進のための取組

町民や事業者は、家庭や事業所から排出される生活雑排水による汚濁負荷の軽減のための取組が必要です。

河川等の水質汚濁は、生活雑排水が主な原因であることを理解した上で、以下の取組に努めることで水質改善に協力しましょう。

### 【住民の取組】

- ①台所には、目の細かいストレーナーや三角コーナーを設置しましょう。
- ②天ぷらなどの油は、使い切るか、新聞紙などにしみ込ませたり、固化剤で固めたりしてごみとして出しましょう。
- ③なべや皿の汚れは、ゴムベラなどで落としたり、紙でふいたりしてから洗いましょう。
- ④台所の調理くず等は、コンポストなどで堆肥にしましょう。
- ⑤お風呂の残り湯は洗濯や洗車・散水などで有効に使いましょう。
- ⑥水路や側溝などを定期的に清掃しましょう。
- ⑦川や河川敷にごみを捨てないようにしましょう。
- ⑧庭木や草花、菜園などへの肥料や農薬は、使い過ぎないようにしましょう。
- ⑨下水道への接続や合併処理浄化槽の設置に協力しましょう。
- ⑩浄化槽は定期的に点検し、清掃、検査をしましょう。

### 【事業者の取組】

#### ■農業・畜産業者

- 肥料をやりすぎないようにしましょう。
- 肥料の流出を少なくしましょう。
- 化学肥料の使用を減らしましょう。
- 家畜の排せつ物はきちんと処理しましょう。
- 家畜の排せつ物は発酵させてから農地で肥料として使いましょう。
- 畜舎の清掃では、汚水を減らして外部に流出させないようにしましょう。

#### ■工場・事業所、飲食店

- 有害物質はきちんと管理し、河川、地下水の汚染を防止しましょう。
- 油類の漏出を防止しましょう。
- リサイクルなどにより、廃棄物の発生量を減らしましょう。
- 生ごみを排水口から流さないようにしましょう。
- 汚水処理施設は、定期的に点検、清掃、検査を行いましょう。

# 計画推進のしくみ

## 第 1 節 計画の推進体制

新たな「川島町環境基本計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」を実行し、豊かな自然環境と安全・快適な生活環境を未来に伝えるためには、町（行政）による施策の実行だけでなく、町、町民、事業者が互いに連携・協力し、それぞれの役割と責任を自覚した上で、環境保全に配慮した取組を進めていくことが必要です。

このため、全庁的な取組体制を整備し、環境に関する情報公開に努めるとともに、町民や事業者との意見聴取、協議の場などを設けることにより、町、町民、事業者の連携・協力体制づくりを進めます。

### (1) 庁内体制の整備

「環境基本計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」の施策の対象範囲は広範囲に及び、ため、計画に定める施策の推進に関しては、全庁的な取組の体制の整備と関係課との連携・協力が不可欠です。

このため、各課・施設等の担当者などを通じて、各施策の進行状況把握・点検、関係課との連絡・調整を行います。

### (2) 審議会

環境保全審議会は、川島町環境保全条例に規定する町長の諮問機関であり、関係団体の代表、学識経験を有する者、公募による町民、町の職員の委員 15 人以内で組織しています。また、廃棄物減量等推進審議会は、川島町廃棄物減量等推進審議会条例に規定する町長の諮問機関であり、関係団体の代表、学識経験を有する者、公募による町民の委員 15 人以内で組織しています。

これらの審議会において、「環境基本計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」の報告を受けて点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しなどについて、専門的かつ広範な見地から審議を行います。

### (3) 国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化

「環境基本計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」に基づく施策を推進していく上で、国、県、近隣自治体、関係機関などに対して要請や協力を求める場合が想定されます。特に河川の水質汚濁、放射性物質対策、地球温暖化問題、ごみ処理、生活排水処理などについては、町を超えた広域的な取組も必要であるため、今後も国、県、近隣自治体、関係機関などとの連携・協力体制の強化に努めます。

## **(4) 町民や事業者との連携・協力体制の整備**

---

本計画を実行し、町域において安全で健康かつ快適な環境を保全していくためには、町による施策の確実な実行と環境に配慮した取組の率先的な実践だけでなく、町民や事業者の参加と協力を欠くことができません。

町では、環境教育や環境学習、意識啓発の充実、町のホームページや広報紙などによる情報提供と意見聴取、その他町民や事業者の自主的な取組に対する支援策などを講じます。また、情報交換や連絡調整、連携・協働のための協議の場などの整備についても検討します。

## 第2節 計画の進行管理

### (1) 計画の点検・評価

新たな計画については、進捗状況を定期的に点検・評価することにより、地域の環境の継続的な改善を図ります。このとき、①計画（Plan）、②実行（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action）という手順を踏まえることにより、その時点での進捗状況の把握や課題の抽出などを行います。

この点検・評価結果は、町のホームページや広報紙などを通して、町民、事業者などに公表します。これにより、関係者が環境に関する情報を共有し、環境の現状や課題などについて共通の認識を持ち、町、町民、事業者の連携・協力による環境保全の取組を進めることが可能となります。



### (2) 結果の報告

新たな計画の進捗状況は、各課・施設等の担当者などを通じて調査・把握するとともに、環境保全審議会、廃棄物減量等推進審議会に報告し、委員からの意見・指導などを受け取るものとします。

年次報告では、計画の全体的な進捗状況、それぞれの施策の実施状況、環境の改善状況などを踏まえて、環境保全のための目標の達成状況を点検・評価するとともに、評価の結果をもとに、施策や事業の見直しについて検討します。

年次報告の結果については、各年度の「川島町の環境（仮称）」としてホームページなどを通して町民、事業者に対して公表します。

### **(3) 環境情報の提供**

---

町民や事業者との連携・協働による環境保全の取組を進めるためには、環境に関する情報を共有し、現状や課題などについて共通の認識を持つことが必要です。

このため、町の広報紙やホームページなどを積極的に活用し、町民や事業者に対して環境情報を提供します。

### **(4) 計画の見直し**

---

新たな計画は、上記(1)～(3)を確実に実行することにより、適切に進行管理していくものとしします。

また、5年ごとに見直しを行い、計画の目標年度(令和11年度)に改訂することとします。

ただし、社会情勢の変化や町の環境に大きな変化が生じた場合などには、関係機関と協議の上、計画の見直しに関する検討を行います。



# 資 料 編



# 資料1 川島町環境保全条例

平成25年3月29日 条例第17号

(平成25年4月1日施行)

## 第1章 総則

### 第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、現在及び将来の町民が、安全で快適な生活を営むため、環境の保全及び自然環境の適正な保全についての基本理念を定め、町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 安全で快適な生活を営むことができる生活環境及び自然環境をいう。
- (2) 生活環境 人の生活に係る環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含むものをいう。
- (3) 自然環境 自然の生態系をめぐる土壌、大気、水及び動植物をいう。
- (4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (5) 事業者 町内において事業活動を行う者をいう。
- (6) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (7) 所有者等 土地、建物、車両、自動販売機等を所有し、又は占有し、若しくは管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の町民が安全で快適な生活を営むことができる良好な環境を確保されるよう推進されなければならない。

2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない持続的な循環型社会を構築されるよう推進されなければならない。

3 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、地域の環境はもとより、地球環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。

4 環境の保全は、町、町民及び事業者との協働を大切にしつつ推進されなければならない。

### 第2節 町の責務

(基本的責務)

第4条 町長は、前条の規定による基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、町民の安全で快適な環境の確保と形成に関する施策を策定し、これを実施するとともに、その実施について、町民、事業者に対し助言、指導等必要な措置を行うものとする。

2 町長は、前項の施策の実施にあたっては、総合的な行政の運営を図らなければならない。

(環境施設の整備)

第5条 町長は、良好な環境を確保するため、道路、公園、緑地、下水道その他の環境施設の整備に努めなければならない。

(町民意識の啓発)

第6条 町長は、環境に関する知識の普及を図り、町民の安全で快適な環境づくりに関する意識を高めるため、必要な

措置を講じなければならない。

### 第3節 町民の責務

(基本的責務)

という。)は、土砂等による土地の埋立て等を行うに当たり、災害を防止し良好な環境を保全するため、万全な措置を講じなけれ

第7条 町民は、基本理念にのっとり、常に良好な環境の確保及び環境への負荷の低減に努めなければならない。

(協力義務)

第8条 町民は、町その他行政機関が実施する安全で快適な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

### 第4節 事業者の責務

(基本的責務)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動によって良好な環境を害しないよう、自らの責任と負担において必要な万全の措置を講ずるとともに、緑化の推進及び環境への負荷の低減に努めなければならない。

(協力義務)

第10条 事業者は、町その他行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(従業者への指導)

第11条 事業者は、従業者に対し、良好な環境を確保するための法令及び町その他行政機関が実施する環境に関する施策について、その指導に努めなければならない。

(苦情又は紛争の解決)

第12条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、当該事業活動に係る苦情又は紛争が生じたときは、説明会又は話し合いの場を設けるなどして、自らの責任と負担において、誠意をもって解決に当たらなければならない。

### 第5節 環境の保全に関する基本施策

(環境基本計画)

第13条 町長は、良好な環境の保全及び自然環境の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- (2) その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、川島町環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更についても準用する。

(環境基本計画との整合)

第14条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び推進するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告書の作成及び公表)

第15条 町長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第2章 自然環境の保全

### 第1節 土砂等による土地の埋立て等の規制

(定義)

第16条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂等 土地の埋立て、盛土又はたい積の用に供されるもので、第2条第6号に規定する廃棄物以外のものをいう。

(2) 土砂等による土地の埋立て等 土地の埋立て、盛土又はたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。)をいう。

(事業者の責務)

第17条 土砂等による土地の埋立て等を行う者(以下「事業者」

ばならない。

2 事業者は、土砂等による土地の埋立て等を行う土地(以下「事

業区域」という。)の周辺関係者の理解を得るよう努めるとともに、土砂等による土地の埋立て等を行うこと(以下「埋立事業」という。)に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。

3 事業者は、埋立事業に当たり、町が定めた土地の利用計画に適合するよう努めなければならない。

(土砂等による土地の埋立て等の許可)

第18条 事業者は、次に掲げる埋立事業は、規則で定めるところにより町長の許可を受けなければならない。

(1) 事業区域の面積が、300平方メートル以上3,000平方メートル未満となるもの

(2) 事業区域の面積が、300平方メートル未満の埋立事業で当該事業区域に隣接する土地において、当該埋立事業を施行する日前1年以内に埋立事業が施行され、又は施行中の場合で、当該埋立事業の事業区域の面積と既に施行され、又は施行中の埋立事業の事業区域の面積を合算した面積が300平方メートル以上となるもの

2 次に掲げる事業については、前項の規定は適用しない。

(1) 他の法令の規定により許可又は認可を受けた事業で、規則で定めるもの

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う事業

(3) 国、地方公共団体その他規則で定める法人が行う事業(許可の基準)

第19条 町長は、前条第1項の規定による許可をするときは、埋立事業の計画が、次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 埋立事業の目的及び規模に照らして、事業区域及び周辺地域の災害の防止、通行の安全その他良好な環境の確保に支障のないような構造、規模で適正に措置されていること。

(2) 埋立事業の施行方法が、第24条に規定する埋立事業基準に適合していること。

(許可の条件)

第20条 町長は、第18条第1項の許可に当たり、災害の防止又は良好な環境保全上必要と認める条件を付することができる。

(埋立事業の変更許可)

第21条 第18条第1項の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、当該許可に係る事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

2 前2条の規定は前項の許可について準用する。

(許可の譲渡及び名義貸しの禁止)

第22条 第18条第1項又は前条第1項の許可は、当該許可事業者のみ効力を有し、当該許可の権利を第三者に譲渡し、又は自己の名義をもって第三者に事業を行わせてはならない。

(許可の承継)

第23条 第18条第1項又は第21条第1項の許可を受けた許可事業者について、相続又は合併のあったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その許可事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、その承継のあった日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(埋立事業基準)

第24条 許可事業者は、規則で定める埋立事業基準に従い、行わなければならない。

(標識の設置)

第25条 許可事業者は、事業区域の見やすい場所に、規則で定める事業の実施等を示す標識を設置しなければならない。

(改善勧告)

第26条 町長は、許可事業者が第19条の規定による許可の基準又は第20条の規定による許可の条件に違反しているときは、当該基

全のために必要な措置を講じなければならない。

(水域の水質目標)

準又は条件に適合するよう必要な改善を勧告することができる。(改善命令)

第27条 町長は、許可事業者が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め必要な改善を命ずることができる。

(許可の取消し)

第28条 町長は、許可事業者が偽りその他不正な手段により、第18条第1項若しくは第21条第1項の許可を受けたとき、又は前条の規定による命令に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(中止命令)

第29条 町長は、第18条第1項又は第21条第1項の規定による許可を受けず、埋立事業をしている者(当該土砂等による土地の埋立て等を行っている者)に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等による土地の埋立て等を行っている者が当該違反行為をすることを助けた者がいるときは、その者を含む。)に対し、当該埋立事業の中止を命ずることができる。

(原状回復命令等)

第30条 町長は、第28条の規定により許可を取消したとき、又は前条の規定により埋立事業の中止を命じたときは、期限を定め原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(埋立事業の中止又は完了)

第31条 第18条第1項の規定による許可を受けた許可事業者は、埋立事業を中止し、又は完了したときは、その日から10日以内に規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、第19条の規定による許可の基準又は第20条の規定による許可の条件に適合しているかを検査し、適合していないと認めるときは、許可事業者に対し、期限を定め、必要な改善を命ずることができる。

(代執行)

第32条 町長は、第27条、第29条、第30条及び前条第2項に規定による命令を受けた者が指定された期間内に命ぜられた改善又は必要な措置を履行しない場合には、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさせ、その費用を義務者から徴収することができる。

第2節 水環境の保全

(定義)

第33条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水環境 町民の諸活動並びに治水及び利水との調和の中で、将来にわたって良好な水質、水生生物及び地下水が育まれる豊かで快適な流域の環境をいう。

(2) 水道 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1に規定するものをいう。

(3) 公共用水域 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定するものをいう。

(水質の保全)

第34条 町長は、水に限られた貴重な資源であり、森林その他の流域の環境によってかん養され浄化されることに鑑み、河川、ため池及び地下水の水質並びに水道の水質の保全について、必要な施策を推進するものとする。

(生活排水の浄化)

第35条 町民は、生活排水が水環境に与える影響を認識し、生活排水を公共用水域に排出しようとするときは、汚濁の負荷を低減するために必要な浄化施設の設置等水質保全に必要な措置を講じなければならない。

(事業所からの排出水の浄化)

第36条 事業者は、自らの事業活動に伴う排水(以下「事業排水」という。)が公共用水域に与える影響を認識し、水環境の保

第37条 町長は、町内の公共用水域の水質の保全若しくは自然の姿を残す水辺を創造していくため、水質目標を定めることが必要

と認めるときは、町内の水域を指定し、当該水域の水質目標を定めることができる。

2 町長は、前項の規定により町内の水域を指定し、当該水域の水質目標を定めた場合は、その内容を告示しなければならない。(指導又は助言)

第38条 町長は、生活排水又は事業排水を排出している者が、第35条又は第36条の必要な措置を講じていないと認められるときは、当該排水している者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

### 第3節 野生動植物の保護

(定義)

第39条 この節において「野生動植物」とは、町の区域内において生息し、又は自生し、かつ、希少又は貴重と認められる動植物をいう。

(保護動植物の指定)

第40条 町長は、良好な自然環境を確保するため必要があると認めるときは、野生動植物を保護動植物として指定することができる。

2 町長は、前項に規定する保護動植物(以下「保護動植物」という。)の指定しようとするときは、保護すべき動植物の種類及び区域(以下「保護区域」という。)を定めて指定しなければならない。

3 町長は、保護動植物を指定しようとするときは、川島町環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、保護動植物を指定しようとするときは、当該保護区域の土地の所有者等の同意を得なければならない。

(財産権の尊重等)

第41条 町長は、前条の規定により保護動植物を指定しようとするときは、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、土地の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定の告示)

第42条 町長は、第40条第1項の規定により保護動植物を指定したときは、規則で定めるところにより告示しなければならない。(標識の設置)

第43条 町長は、保護動植物を指定したときは、当該保護区域内に規則で定める標識を設置することができる。

2 前項の標識を設置するに当たっては、当該保護区域内の土地の所有者等は、その設置に協力するよう努めなければならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を町長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(指定の解除)

第44条 町長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保護動植物の指定を解除することができる。

2 町長は、前項の規定による指定の解除をしようとするときは、第40条第3項及び第42条の規定を準用する。

(行為の制限)

第45条 何人も、町長が指定する保護動植物(動物の卵及び植物の種子を含む。)をその保護区域内において捕獲し、若しくは採取し、又は殺傷し、若しくは損傷してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、規則で定めるところにより町長の許可を受けたときは、前項の規定は適用しないものとする。

- (1) 学術研究のため必要があるとき。
- (2) 動植物の保護又は育成のため必要があるとき。
- (3) 公益上やむを得ないとき。

(助成)

第46条 町長は、保護動植物を保護するために必要と認めるときは、規則で定めるところにより助成することができる。

(損失の補償)

第47条 町長は、保護動植物又はその保護区域の指定に関し損失

第56条 町長は、前条の規定による実態調査により、当該空き地及び空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置について指導することができる。

2 町長は、所有者等が前項に定める指導を履行しないときは、当該所有者等に対し、環境の保全等に必要な措置を講ずるよう勸

が生じたときは、当該損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、補償する金額を決定し、当該申請をした者に通知しなければならない。

(民間団体等の協力)

第48条 町長は、保護動植物に関心のある町民が組織する民間団体等の協力を求めることができる。

(外来魚種の規制)

第49条 何人も町の区域内に位置する池沼又は河川の生態系を乱すおそれがあるものとして規則で定めるブラックバスなどの外来魚種(その卵を含む。)について、次の行為をしてはならない。

- (1) 町内に位置する池沼又は河川に放流すること。
- (2) 捕獲した外来魚種を再び放流すること。
- (3) 捕獲した外来魚種を再び他の池沼又は河川に放流すること。

### 第3章 生活環境の保全

#### 第1節 自動車等の使用に伴うアイドリングストップの推進

(定義)

第50条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自動車等 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

(2) アイドリングストップ 自動車等の駐車時又は停車時において原動機を停止することをいう。

(アイドリングストップの推進)

第51条 町長は、自動車等を運転する者がアイドリングストップの実施に係る埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号。以下「県条例」という。)第40条第1項の規定を遵守するよう適切な措置を講ずるとともに、町民に対しアイドリングストップの推進に関し必要な啓発を行うよう努めるものとする。

#### 第2節 空き地及び空き家等の適正な管理

(定義)

第52条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き地 現に使用していない土地、又は使用していても相当の空閑部分を有し、使用していない土地と同様の状況で、近隣の良好な生活環境を損なうような状態の土地をいう。

(2) 空き家等 建物その他の工作物で常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。

(3) 管理不全な状態 空き地及び空き家等において老朽化が著しい建物で、倒壊若しくは建築材等の飛散のおそれがある危険な状態及び敷地内の草木が著しく繁茂し、除草若しくは伐採が必要な状態又は不特定者の侵入による火災、若しくは廃棄物の不法投棄及びその他犯罪を誘発するおそれのある状態をいう。

(4) 町民 町内に居住し、若しくは滞在し、又は勤務するものをいう。

(所有者等の責務)

第53条 空き地及び空き家等の所有者等は、当該空き地及び空き家等が管理不全な状態にならないように維持管理をし、資材等の整理整頓をし、並びに建物その他の工物、草木及び敷地の適正な管理をしなければならない。

(情報提供)

第54条 町民は、管理不全な状態である空き地及び空き家等があるときは、速やかに町にその情報を提供するものとする。

(実態調査)

第55条 町長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は第53条に規定する適正な管理がなされていないと認めるときは、当該空き地及び空き家等の実態調査を行うことができる。

(指導及び勧告)

告することができる。

(改善命令)

第57条 町長は、空き地及び空き家等の所有者等が前条第2項の規定による勧告に応じない場合は、当該所有者等に対し、期限を定め必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

### 第3節 放置車両の措置

(定義)

第58条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)第2条第1項第9号に規定するもので、機能の一部又は全部が喪失し、登録番号標等がないものをいう。
- (2) 原動機付自転車 道交法第2条第1項第10号に規定するもので、機能の一部又は全部が喪失し、登録番号標等がないものをいう。
- (3) 自転車 道交法第2条第1項第11号の2に規定するもの(機能の一部又は全部が喪失しているものを含む。)をいう。
- (4) 車両 前3号に規定するものをいう。
- (5) 放置車両 車両で、公共の場所に正当な権限なく相当の期間にわたり放置されているものをいう。

(車両の放置の禁止)

第59条 何人も、公共の場所に車両を放置し、又は放置させてはならない。

(自転車利用者の責務)

第60条 自転車の利用者は、当該自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項の規定による防犯登録を受け、フレーム本体の目立つ場所に貼り付けるものとする。

(放置車両の調査等)

第61条 町長は、放置してある車両について、当該車両の状況等について調査することができる。

2 町長は、前項の規定により調査をしようとするときは、当該公共の場所の管理者(当該公共の場所の管理者が町長の場合を除く。第70条において同じ。)及び町を管轄する警察署長に対し、放置してある車両の照会等について協力を求めることができる。(移動命令)

第62条 町長は、前条第1項の規定による調査の結果、当該放置車両の所有者等が判明したときは、当該所有者に対し、期限を定め、当該公共の場所から当該放置車両を移動するよう命ずることができる。ただし、犯罪に係る疑いのあるものについては、この限りでない。

(所有者不明の場合の移動の告知等)

第63条 町長は、第61条第1項の規定による調査の結果、当該放置車両の所有者等が判明しないために前条の規定による命令をすることができないときは、次に掲げる事項を告知し、規則で定める標章を当該放置車両の見やすい箇所に取り付けることができる。

- (1) 放置車両を公共の場所から移動すべき旨及びその期限
  - (2) 放置車両を移動した場合において、町長に申告すべき旨
  - (3) 放置車両を移動期限を経過しても移動しないときの措置
- 2 前項の規定により、放置車両の移動等の告知をされた当該放置車両の所有者等は、当該標章により告知された移動期限までに、公共の場所から放置車両を移動しなければならない。

3 何人も、第1項の規定により放置車両に取り付けられた標章を破損し、又は汚損してはならず、また、前項の規定により当該放置車両を移動した場合を除き、これを取り除いてはならない。(移動の申告)

第64条 第62条及び前条第2項の規定により放置車両を当該公共の場所から移動した所有者等は、移動した日時及び場所並びに移動した放置車両の種類について、移動した日から10日以内に町長に申告しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申告を受けたときは、その事実を確認しなければならない。

(期限後の措置)

第65条 町長は、放置車両の所有者等が、第62条の規定による命令に従わず、又は第63条第1項の規定により告知したにもかかわらず、移動期限を経過したときにおいても当該車両を移動しないときは、保管場所として定めた場所に、当該車両を移動することができる。

(移動した放置車両の保管)

第66条 町長は、前条の規定により放置車両を移動したときは、

当該放置車両を移動した日から起算して60日間保管しなければならない。

2 町長は、前項の規定により放置車両を保管したときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

(引取命令)

第67条 町長は、前条第1項に規定する期間内において、保管している放置車両の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該車両を引き取るよう命ずることができる。(移動費用等の徴収)

第68条 町長は、第66条第1項の規定により保管している放置車両を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定により放置車両の引取りを命じられた所有者等から当該車両の移動及び保管に要した費用を徴収することができる。

(放置車両の処分)

第69条 町長は、第66条第1項に規定する保管期間を経過したときにおいても引取りのない放置車両については、処分する旨を告示し、廃棄物と認定して当該車両を処分することができる。

(放置車両の措置通知)

第70条 町長は、第63条第1項の規定により放置車両に標章を取り付けたとき、第66条第1項の規定により放置車両を保管しようとするとき、及び前条の規定により放置車両を処分しようとするときは、当該公共の場所の管理者及び所轄の警察署長に対し、規則で定める通知書により、それぞれ通知するものとする。

### 第4節 自動車等たい積保管の規制

(定義)

第71条 この節において「自動車等」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定するもの(機能の一部又は全部が喪失しているものを含む。)をいう。

(自動車等たい積保管の許可)

第72条 自動車等を積み重ねて保管(以下「たい積保管」という。)しようとする者は、たい積保管場所ごとに、規則で定めるところにより町長の許可を受けなければならない。

(許可基準)

第73条 町長は、前条の規定による許可の申請があった場合は、その内容が規則で定める保管基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

(許可の条件)

第74条 町長は、第72条の規定による許可をするに当たり、災害を防止し、又は良好な環境を確保するため、必要な限度において条件を付すことができる。

(改善勧告)

第75条 町長は、第72条の規定による許可を受けた者が、第73条の規定による規則で定める保管基準又は前条の規定による許可の条件に違反しているときは、当該保管基準又は条件に適合するよう必要な改善を勧告することができる。

(改善命令)

第76条 町長は、第72条の規定による許可を受けた者が、前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め必要な改善を命ずることができる。

### 第5節 農薬の安全使用

(定義)

第77条 この節において「農薬」とは、農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「農薬法」という。)第1条の2第1項に規定するものをいう。

(減農薬の推進)

第78条 農薬を使用する者(以下「農薬使用者」という。)は、農薬の周辺環境に対する影響を考慮し、農薬の使用を抑制するよう努めるものとする。

(農薬の購入)

第79条 農薬を購入しようとする者は、農薬法第8条の規定による届出を行っている業者から購入しなければならない。

(農薬の適正な使用)

第80条 農薬使用者は、農薬法第2条第1項及び第15条の2第1項の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用しなければならない。

2 農薬使用者は、農薬法第7条に規定する農薬の表示に基づいて、安全かつ適正に使用しなければならない。

(農薬の適正な保管)

第81条 農薬使用者は、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するため、農薬を適正に保管しなければならない。

第6節 不法投棄の規制

(定義)

第82条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ごみ 第2条第6号に規定する廃棄物をいう。

(2) 不法投棄 ごみを公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所にみだりに捨て良好な環境を損ねることをいう。

(不法投棄の禁止)

第83条 何人も、不法投棄をしてはならない。

(不法投棄されたごみの調査等)

第84条 町長は、不法投棄されたごみについて、不法に投棄した者(以下「不法投棄者」という。)を確認するため、その状況を調査することができる。

2 町長は、前項の規定による調査の結果を町を管轄する警察署長に通報することができる。

(原状回復命令等)

第85条 町長は、前条第1項の規定による調査の結果、不法投棄者を確認したときは、当該不法投棄者に対し、期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(土地の所有者等の措置)

第86条 第84条第1項の規定による調査の結果、不法投棄者が判明しない場合には、不法投棄された土地の所有者等は、関係法令に基づき適正な措置を講ずるよう努めなければならない。

第7節 空き缶等の散乱防止

(定義)

第87条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自動販売機 飲料を販売目的とした貨幣等を投入口へ投入することにより物品が自動的に出る装置をいう。

(2) 空き缶等 飲料を販売するために収納していた缶、ビン及びプラスチック製容器をいう。

(自動販売機管理者の責務)

第88条 自動販売機の所有者等は、飲料の空き缶等を回収するための容器(以下「回収容器」という。)を自動販売機の周辺に設置しなければならない。ただし、次に定める自動販売機についてはこの限りではない。

(1) 工場、事務所等の敷地に設置される自動販売機でその関係者以外利用しないもの

(2) 建物の内部に設置される自動販売機で、常時当該自動販売機を管理する者がいる場合のもの

2 前項の規定により回収容器を設置した者は、当該回収容器を適正に管理し、その周辺に空き缶等が散乱しないように努めなければならない。

(自動販売機利用者の責務)

第89条 町民(第52条第4号に規定するものをいう。)は、自動販売機を利用することにより生じた空き缶等を持ち帰り、又は自動販売機の周辺に設置してある回収容器に投入しなければならない

い。

第8節 飼い犬及び飼い猫のふん害等の防止

(定義)

第90条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 飼い犬及び飼い猫 飼養管理されている犬及び猫をいう。

(2) ふん害等 飼い犬及び飼い猫のふん又は尿により道路、公園、河川敷その他の公共の場所又は他人の土地、建物等(以下「公共の場所等」という。)が汚されることにより町民の生活環境が損なわれることをいう。

(3) 飼い主 飼い犬及び飼い猫を所有又は飼養管理している者をいう。

(啓発及び周知)

第91条 町長は、飼い犬及び飼い猫のふん害等の防止に関する啓発及び周知に努めるものとする。

(犬の飼い主の遵守事項)

第92条 飼い主は、飼い犬の飼育に当たっては、飼い犬の本能及び習性等を理解し、しつけを適正な方法で行うとともに、飼い犬を公共の場所等で運動させる場合は、ふん害等を防止するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 綱、鎖等でつなぎ、原則として飼い犬を制御できる者が運動を行うこと。

(2) 飼い犬のふん又は尿を適正に処理するための用具を携行し、公共の場所等を汚したときは、他人に迷惑を及ぼさないよう直ちに処理すること。

(猫の飼い主の遵守事項)

第93条 猫の飼い主は、飼い猫の本能及び習性等を理解し、しつけを適正な方法で行うとともに、他人に迷惑をかけないように飼養しなければならない。

(地域による啓発)

第94条 住民は、前2条の規定による遵守事項に違反している当該飼い主に対し、環境保全等のため、必要な限度において注意又は助言をすることができる。

2 前項の規定による注意又は助言を受けた飼い主は、その内容に配慮し飼い犬及び飼い猫のふん害等の防止に努めなければならない。

(指導)

第95条 町長は、飼い主が第92条及び第93条の規定による遵守事項に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な措置を指導することができる。

第9節 生活環境を阻害するその他の行為の規制

(周辺生活環境への配慮)

第96条 何人も、法令又は県条例に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる行為によって周辺の生活環境を阻害しないよう配慮しなければならない。

(1) 振動又は騒音を伴う行為

(2) 悪臭の発生を伴う行為

(3) 粉じんの飛散を伴う行為

(4) 物の焼却を伴う行為

(5) その他周辺の生活環境を阻害すると認められる行為

(指導)

第97条 町長は、前条各号に掲げる行為が町民の健康及び生活環境を阻害するおそれがあると認めるときは、当該行為をしている者に対し、必要な指導をすることができる。

第4章 環境保全審議会

(設置)

第98条 良好な環境の保全及び自然環境の保全並びに環境基本計画に関する事項について、町長の諮問に応じ調査、審議するため川島町環境保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第99条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(1) 関係団体の代表

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募による町民

(4) 町の職員

(任期)

第100条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第101条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第102条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見の聴取等)

第103条 審議会において必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

2 審議会において必要があると認めるときは、関係場所に立ち入り、調査することができる。

(庶務)

第104条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第105条 第98条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第5章 雑則

(協力及び要請)

第106条 町長は、この条例の施行に関し、良好な環境のために必要があると認めるときは、関係機関の長、事業者、関係団体又は関係人に必要な協力を要請することができる。

(立入検査)

第107条 町長は、第2章第1節の施行に必要な限度において、その職員に、第18条第1項の規定による許可に係る事業区域に立ち入り、当該埋立事業の状況を検査させ、又は当該埋立事業の許可事業者及びその従業者に対し、質問させることができる。

2 町長は、第3章第4節の施行に必要な限度において、その職員に、第72条の規定による許可に係る自動車等のたい積保管の場所に立ち入り、当該自動車等のたい積保管の状況を検査させ、又は当該許可を受けた者及びその従業者に対し、質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第108条 町長は、正当な理由もなく第30条若しくは第85条の規定による原状回復命令等に従わなかった者又は第27条、第57条若しくは第76条の規定による改善命令に従わなかった者について、その事実を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る関係人に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。

(委任)

第109条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 罰則

(罰則)

第110条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第1項又は第21条第1項の規定による、許可を受けずに事業を行った者

(2) 第29条又は第30条の規定による命令に違反した者

第111条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第25条又は第31条第1項の規定に違反した者

(2) 第45条第1項又は第49条の規定に違反した者

(3) 第62条又は第85条の規定による命令に違反した者

(4) 第107条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して回答せず、若しくは虚偽の回答をした者

第112条 第63条第3項の規定に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第113条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第43条第3項の規定に違反した者

(2) 第67条の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第114条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第110条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(川島町公害防止条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は廃止する。

(1) 川島町公害防止条例(昭和48年川島町条例第12号)

(2) 川島町あき地等の環境保全に関する条例(昭和58年川島町条例第16号)

(3) 川島町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成7年川島町条例第18号)

(4) 川島町空き家等の適正管理に関する条例(平成23年川島町条例第6号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に従前の川島町公害防止条例及びその他の法令の規定に基づいてなされた許可、承認、指示、決定その他処分又は申請、届出その他の手続は、この条例の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

4 この条例の施行の際現に自動車等のたい積保管をしている者又はその承継人は、第72条の許可を受けなくても、この条例の施行の日から1年を限り第72条の許可を受けたものとみなす。

## 資料2 川島町廃棄物減量等推進審議会条例

平成10年3月23日

条例第14号

改正 平成16年3月19日条例第1号

平成20年3月19日条例第2号

平成26年3月19日条例第4号

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量化、再生資源化等に関する事項を調査及び審議するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7の規定に基づき、川島町廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による町民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、町民生活課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第1号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、施行の日以後に委嘱する委員について適用し、施行日前に委嘱された委員については、任期満了の日までその効力を有する。

資料3 審議会への諮問書

川町環第 210号

令和2年 8月 6日

川島町環境保全審議会並びに

川島町廃棄物減量等推進審議会会長 様

川島町長 飯 島 和 夫

輪中の郷 環境総合計画の見直しについて（諮問）

川島町環境基本条例（平成25年川島町条例第17号）第98条の規定並びに川島町廃棄物減量等推進審議会条例（平成10年川島町条例第14号）第1条の規定により、次のとおり諮問します。

諮 問 内 容

「輪中の郷 環境総合計画」は、川島町環境保全条例の規定に基づく「川島町環境基本計画」と、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」に準拠して作成している「川島町一般廃棄物処理基本計画」からなるもので、本町の環境行政における最上位の計画に位置づけ、本町の環境保全の基本方針となっています。

本計画は、平成27年度(2015年度)を初年度とし、令和11年度(2029年度)を目標年度としたもので、概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことになっています。

計画策定後、前期の5年が経過し、本町の環境行政を取り巻く社会情勢も大きく変化していることから、本計画を見直す必要があります。

このような状況から、前期5年間の計画の取組成果と課題を検証し、関連計画との整合も図りながら、輪中の郷 環境総合計画の見直しをしたいので、審議会に諮問するものです。

#### 資料4 審議会からの答申書

令和3年（2021年）2月25日

川島町長 飯島和夫様

川島町環境保全審議会  
川島町廃棄物減量等推進審議会  
会長 後藤 真太郎

#### 輪中の郷 環境総合計画の見直しについて（答申）

令和2年8月6日付け川町発第210号で諮問のありました、輪中の郷 環境総合計画の見直しにつきましては、8月6日、10月22日、そして、12月17日の計3回にわたって慎重に議論を重ねてきた結果、下記のとおり結論を得ましたので答申いたします。

なお、計画の推進にあたりましては、次の事項に十分留意していただきますようお願いいたします。

#### 記

1. 今回答申した計画の目標を達成するためには、町民の皆様はもちろんのこと、事業者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。町におかれましては、社会情勢の変化や新たな環境問題などに柔軟な対応ができるよう、また、これまで以上にごみの減量化・資源化の啓発を行い、施策の推進に努めてください。
2. 埼玉中部資源循環組合の解散により、本町のごみ処理は振り出しに戻りました。施設の老朽化が進んでいる本町では、ごみ処理施設の新設は重要かつ喫緊の課題です。町民の皆様への十分な周知、広域的な処理の協議、民間事業者の活用等、様々な角度から早急に検討してください。
3. 2030年を国際目標とするSDGsは、私たちの生活にも密着した目標でもあります。17のゴールと169のターゲットから構成されるSDGsの目標は、非常に大きいものですが、特に環境基本計画においてはこういった視点を取り込みながら、具体的な環境行動を示すことで、町と町民、事業者の皆様が一体となって推進していくことが重要ですので、計画の推進に努めてください。

## 資料5 計画の見直しに係る検討経過

### 審議会での検討経緯

川島町環境保全審議会・川島町廃棄物減量等推進審議会

#### 第1回（別件の審議で開催）

#### 第2回

開催日 令和2年8月6日（木）

開催場所 川島町役場 大会議室

出席者 委員15人、町長、事務局職員5人

議題 (1) 輪中の郷 環境総合計画(環境基本計画・一般廃棄物処理基本計画)の見直しについて

(2) 川島町太陽発電設備の設置及び管理等に関する条例(案)について及び川島町太陽発電設備の設置及び管理等に関する条例施行規則(案)について

(3) 川島町指定ごみ袋の導入について

(4) その他

検討内容 町長から見直しに係る諮問を受けました。見直しの目的や今後のスケジュールなどについて、事務局職員から説明を受けました。

#### 第3回

開催日 令和2年10月22日（木）

開催場所 川島町役場 大会議室

出席者 委員15人、事務局職員5人

議題 (1) 輪中の郷 環境総合計画(環境基本計画・一般廃棄物処理基本計画)の見直しについて

(4) その他

検討内容 現状と課題等について事務局職員から説明を受け、内容を審議しました。

#### 第4回

開催日 令和2年12月17日（木）

開催場所 川島町コミュニティセンター 大会議室

出席者 委員14人、事務局職員5人

議題 (1) 輪中の郷 環境総合計画(環境基本計画・一般廃棄物処理基本計画)の見直しについて

(4) その他

検討内容 事務局職員が作成した見直し素案について説明を受け、内容を審議しました。また、翌年の1月から2月にかけて町民コメントを募集しました（意見はなし）。

### 答 申

答申日 令和3年2月25日（木）

開催場所 川島町役場 応接室

出席者 会長・副会長、町長、事務局職員

内 容 新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下で会議を開催できないこともあり、委員に意見を求めるとともに、会長等と調整し答申としました。また、2月25日には町長へ答申を行いました。

資料6 審議会委員名簿

(敬称略)

区 分		氏 名	備 考
関係団体の代表 6人	1	令和2年度川島町区長会 会長	川島和春
	2	安藤川をきれいにする会副会長	猪鼻義治
	3	メタルリサイクル株式会社	野村尚男
	4	(株)松屋フーズ環境事業推進部 リサイクル推進グループマネージャー	大林郁生
	5	有限会社 大島商店 代表取締役	大島徹也
	6	敷島製パン株式会社 パスコイーストカンパニー パスコ埼玉工場 総務グループマネージャー	赤坂いづみ
学識経験を有する者 5人	7	立正大学地球環境科学部教授	後藤真太郎 会 長
	8	元東松山市職員	鈴木貞美 副会長
	9	東松山環境管理事務所長	斉藤龍司
	10	元川越市職員	今井孝雄
	11	元県立川越高等学校校長	菊池建太
公募による町民 2人	12	公募委員	飯島久美子
	13	公募委員	瀬間さやか
町の職員 2人	14	農政産業課長	青木 健
	15	教育総務課長	石川 勉
合計 15人			